

2021 年度2回臨時総会 資料

開催日時:2021年9月14日 20時~

開催場所:オンライン(zoom を利用)

議題

1. インカレ枠配分に関する規則の改正(採決事項)
2. インカレ実施規則の改正(採決事項)
3. 地図会計に関する報告
4. OneTapSports 導入の予告
5. 各校の規制状況の登録

資料

1-1. より早い枠数の発表のための規約改定	2
1-2-1. スプリント 2013 年度制定版	7
1-2-2. スプリント現行版	8
1-3-1. ミドル 2015 年度改正版	10
1-3-2. ミドル現行版	11
1-4-1. ロング 2015 年度改正版	13
1-4-3. ロング現行版	14
2-1-1. 2021 年度 9 月改正版	16
2-1-2. より国際的な基準に準拠するための選手権実施規則改正	30
2-1-3. 規約変更点	31
2-2. 2019 年度改正版	53

より早い枠数発表のための規定改正

1.概要

現在の日本学生オリエンテーリング選手権各競技部門の競技者数及びその配分に関する規則では、各地区学連の加盟登録者数が決まる 7 月以降でしか競技者数配分方法ができません。

その配分をより早く行えるようにするためには規約改正を行う必要があります。

つきましては、そのための改正案をご確認のうえ承認のほどお願いいたします。

2.詳細

今回改正が必要となるのは次の 3 つの規定です。

- ・日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技競技者数及びその配分に関する規則
- ・日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技競技者数及びその配分に関する規則
- ・日本学生オリエンテーリング選手権スプリント競技部門競技者数及びその配分に関する規則

以下、具体的な改正箇所を示します。

[日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技競技者数及びその配分に関する規則]

第 3 条 競技者数配分方法（男子）

(削除) 3.3 最大数

3.1 と 3.2 に定める各地区学連への配分数の最大値は 6 月 30 日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第 4 条 競技者数配分方法（女子）

(削除) 3.3 最大数

4.1 と 4.2 に定める各地区学連への配分数の最大値は 6 月 30 日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第 5 条 地区学連内での選出方法

(削除) 5.3 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する。

(旧)第6条 欠員補充

- 6.1 第3条及び第4条のそれぞれ第1項及び第2項での競技者数が第3項に定める最大数を超えた場合、他の地区学連への再配分を実施する。再配分は第3条及び第4条のそれぞれ第2項にて計算した小数点以下順位の次点から順に割り当て、技術委員会が発表するものとする。
- 6.2 第2条第2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

(新) 第6条欠員

- 6.1 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する
- 6.2 第2条第2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

(旧) 第7条 発表

- 7.1 技術委員会は、前年度ロング終了後速やかに次年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果を前年度ロング終了後4週間以内にすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。
- 7.2 日本学連事務局は各地区学連の加盟登録者数を6月30日から2週間以内に技術委員会に報告し、技術委員会は受け取ってから2週間以内に第6条第1項の欠員補充結果を通知しなくてはならない。

(新) 第7条 発表

- 7.1 技術委員会は、前年度ロング終了後速やかに次年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果をすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。

以降のミドル、スプリント規則では、ロングという文言がミドル、又はスプリントに対応するものになっているだけで他の内容は全く一緒です。

[日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技競技者数及びその配分に関する規則]

第3条 競技者数配分方法（男子）

(削除) 3.3 最大数

3.1 と 3.2 に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第4条 競技者数配分方法（女子）

(削除) 3.3 最大数

4.1 と 4.2 に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第5条 地区学連内での選出方法

(削除) 5.3 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する。

(旧)第6条 欠員補充

6.1 第3条及び第4条のそれぞれ第1項及び第2項での競技者数が第3項に定める最大数を超えた場合、他の地区学連への再配分を実施する。再配分は第3条及び第4条のそれぞれ第2項にて計算した小数点以下順位の次点から順に割り当て、技術委員会が発表するものとする。

6.2 第2条第2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

(新) 第6条欠員

6.1 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する

6.2 第2条第2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

(旧) 第7条 発表

7.1 技術委員会は、前年度ミドル終了後速やかに次

年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果を前年度ミドル終了後4週間以内にすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。

7.2 日本学連事務局は各地区学連の加盟登録者数を6月30日から2週間以内に技術委員会に報告し、技術委員会は受け取ってから2週間以内に第6条第1項の欠員補充結果を通知しなくてはならない。

(新) 第7条 発表

7.1 技術委員会は、前年度ミドル終了後速やかに次年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果をすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。

[日本学生オリエンテリング選手権スプリント競技競技者数及びその配分に関する規則]

第3条 競技者数配分方法（男子）

(削除) 3.3 最大数

3.1 と 3.2 に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第4条 競技者数配分方法（女子）

(削除) 3.3 最大数

4.1 と 4.2 に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第5条 地区学連内での選出方法

(削除) 5.3 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する。

(旧) 第6条 欠員補充

6.1 第3条及び第4条のそれぞれ第1項及び第2項での競技者数が第3項に定める最大数を超えた場合、他の地区学連への再配分を実施する。再配分は第3条及び第4条のそれぞれ第2項にて

計算した小数点以下順位の次点から順に割り当て、技術委員会が発表するものとする。

6.2 第2条第2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

(新) 第6条 欠員

6.1 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する

6.2 第2条第2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

(旧) 第7条 発表

7.1 技術委員会は、前年度スプリント終了後速やかに次年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果を前年度スプリント終了後4週間以内にすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。

7.2 日本学連事務局は各地区学連の加盟登録者数を6月30日から2週間以内に技術委員会に報告し、技術委員会は受け取ってから2週間以内に第6条第1項の欠員補充結果を通知しなくてはならない。

(新) 第7条 発表

7.1 技術委員会は、前年度スプリント終了後速やかに次年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果をすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。

日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門

競技者数及びその配分に関する規則

第1条 目的

- 1.1 この規則は、日本学生オリエンテーリング選手権（以下、インカレと略す）実施規則第4条第3項に基づき、個人スプリント競技（以下、スプリントと略す）の競技者数及びその配分の方法を定めるものである。

第2条 競技者数と配分の対象

- 2.1 競技者数は、男子60名、女子30名とし、これを第3条及び第4条の方法により、各地区学連に配分する（地区学連枠）。
- 2.2 前年度スプリント6位までの者で、インカレ実施規則第4条第1項の参加規定を満たす者は、前項の競技者数とは別に出場資格を得る（前年度個人実績枠）。

第3条 競技者数配分方法（男子）

- 3.1 学連枠
12名を各地区学連に2名ずつ配分する。
- 3.2 前年度実績枠
48名を前年度男子スプリントの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
地区学連の前年度実績枠の人数 =
(当該地区学連前年度30位以内の人数)
/ (前年度30位以内の総人数) × 48 ただし、小数点以下は原則として切り捨て、48名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。
- 3.3 最大数
3.1と3.2に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第4条 競技者数配分方法（女子）

- 4.1 学連枠
6名を各地区学連に1名ずつ配分する。
- 4.2 前年度実績枠
24名を前年度女子スプリントの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
地区学連の前年度実績枠の人数 =
(当該地区学連前年度15位以内の人数)
/ (前年度15位以内の総人数) × 24 ただし、小数点以下は原則として切り捨て、24名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。
- 4.3 最大数
4.1と4.2に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第5条 地区学連内での選出方法

- 5.1 各地区学連内の競技者の選出方法は、各地区学連の任意とする。
- 5.2 第2条第2項による競技者は、前項による選出方法によらず出場資格を得る。
- 5.3 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する。

第6条 欠員補充

- 6.1 第3条及び第4条のそれぞれ第1項及び第2項での競技者数が第3項に定める最大数を超えた場合、他の地区学連への再配分を実施する。再配分は第3条及び第4条のそれぞれ第2項にて計算した小数点以下順位の次点から順に割り当て、技術委員会が発表するものとする。
- 6.2 第2条第2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

第7条 発表

- 7.1 技術委員会は、前年度スプリント終了後速やかに次年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果を前年度スプリント終了後4週間以内にすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。
- 7.2 日本学連事務局は各地区学連の加盟登録者数を6月30日から2週間以内に技術委員会に報告し、技術委員会は受け取ってから2週間以内に第6条第1項の欠員補充結果を通知しなくてはならない。

第8条 改正

- 8.1 本規則の改正は総会の議決による。

第9条 施行

- 9.1 本規則は、2015年4月1日より施行する。

2014年3月9日制定

日本学生オリエンテーリング選手権スプリント競技部門 競技者数及びその配分に関する規則

第1条 目的

- この規則は、日本学生オリエンテーリング選手権（以下、インカレと略す）実施規則第4条第3項に基づき、個人スプリント競技（以下、スプリントと略す）の競技者数及びその配分の方法を定めるものである。

第2条 競技者数と配分の対象

- 競技者数は、男子60名、女子30名とし、これを第3条及び第4条の方法により、各地区学連に配分する（地区学連枠）。
- 前年度スプリント6位までの者で、インカレ実施規則第4条1項の参加規定を満たす者は、前項の競技者数とは別に出場資格を得る（前年度個人実績枠）。

第3条 競技者数配分方法（男子）

- 学連枠
12名を各地区学連に2名ずつ配分する。
- 前年度実績枠
48名を前年度男子スプリントの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
地区学連の前年度実績枠の人数 =
$$(\text{当該地区学連前年度 30 位以内の人数}) / (\text{前年度 30 位以内の総人数}) \times 48$$

但し、小数点以下は原則として切り捨て、48名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。

第4条 競技者数配分方法（女子）

- 学連枠
6名を各地区学連に1名ずつ配分する。
- 前年度実績枠
24名を前年度女子スプリントの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
地区学連の前年度実績枠の人数 =
$$(\text{当該地区学連前年度 15 位以内の人数}) / (\text{前年度 15 位以内の総人数}) \times 24$$

但し、小数点以下は原則として切り捨て、24名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。

第5条 地区学連内での選出方法

1. 各地区学連内での競技者の選出方法は、各地区学連の任意とする。
2. 第2条2項による競技者は、前項による選出方法によらず出場資格を得る。

第6条 欠員

1. 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する
2. 第2条2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

第7条 発表

1. 技術委員会は、前年度スプリント終了後速やかに次年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果をすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。

第8条 改正

1. 本規則の改正は総会の議決による。

第9条 施行

1. 本規則は、2015年4月1日より施行する。
2. 本規則は、2021年9月20日より改正施行する。

2015年 4月 1日 制定

2021年 9月19日 改正

日本学生オリエンテーリング選手権大会ミドル・ディスタンス競技部門

競技者数及びその配分に関する規則

第1条 目的

- 1.1 この規則は、日本学生オリエンテーリング選手権（以下、インカレと略す）実施規則第4条第3項に基づき、個人ミドル・ディスタンス競技（以下、ミドルと略す）の競技者数及びその配分の方法を定めるものである。

第2条 競技者数と配分の対象

- 2.1 競技者数は、男子60名、女子30名とし、これを第3条及び第4条の方法により、各地区学連に配分する（地区学連枠）。
- 2.2 前年度ミドル6位までの者で、インカレ実施規則第4条第1項の参加規定を満たす者は、前項の競技者数とは別に出場資格を得る（前年度個人実績枠）。

第3条 競技者数配分方法（男子）

- 3.1 学連枠
 - 12名を各地区学連に2名ずつ配分する。
- 3.2 前年度実績枠
 - 48名を前年度男子ミドルの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
$$\text{地区学連の前年度実績枠の人数} = \frac{(\text{当該地区学連前年度 30位以内の人数})}{(\text{前年度 30位以内の総人数})} \times 48$$
 ただし、小数点以下は原則として切り捨て、48名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。
- 3.3 最大数
 - 3.1と3.2に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第4条 競技者数配分方法（女子）

- 4.1 学連枠
 - 6名を各地区学連に1名ずつ配分する。
- 4.2 前年度実績枠
 - 24名を前年度女子ミドルの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
$$\text{地区学連の前年度実績枠の人数} = \frac{(\text{当該地区学連前年度 15位以内の人数})}{(\text{前年度 15位以内の総人数})} \times 24$$
 ただし、小数点以下は原則として切り捨て、24名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。
- 4.3 最大数
 - 4.1と4.2に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第5条 地区学連内での選出方法

- 5.1 各地区学連内の競技者の選出方法は、各地区学連の任意とする。
- 5.2 第2条第2項による競技者は、前項による選出方法によらず出場資格を得る。
- 5.3 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する。

第6条 欠員補充

- 6.1 第3条及び第4条のそれぞれ第1項及び第2項での競技者数が第3項に定める最大数を超えた場合、他の地区学連への再配分を実施する。再配分は第3条及び第4条のそれぞれ第2項にて計算した小数点以下順位の次点から順に割り当て、技術委員会が発表するものとする。
- 6.2 第2条第2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

第7条 発表

- 7.1 技術委員会は、前年度ミドル終了後速やかに次年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果を前年度ミドル終了後4週間以内にすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。
- 7.2 日本学連事務局は各地区学連の加盟登録者数を6月30日から2週間以内に技術委員会に報告し、技術委員会は受け取ってから2週間以内に第6条第1項の欠員補充結果を通知しなくてはならない。

第8条 改正

- 8.1 本規則の改正は総会の議決による。

第9条 施行

- 9.1 本規則は、2010年4月1日より施行する。

2009年11月21日制定
2011年6月5日改正
2015年10月11日改正

日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技部門 競技者数及びその配分に関する規則

第1条 目的

- この規則は、日本学生オリエンテーリング選手権（以下、インカレと略す）実施規則第4条第3項に基づき、個人ミドル・ディスタンス競技（以下、ミドルと略す）の競技者数及びその配分の方法を定めるものである。

第2条 競技者数と配分の対象

- 競技者数は、男子60名、女子30名とし、これを第3条及び第4条の方法により、各地区学連に配分する（地区学連枠）。
- 前年度ミドル6位までの者で、インカレ実施規則第4条第1項の参加規定を満たす者は、前項の競技者数とは別に出場資格を得る（前年度個人実績枠）。

第3条 競技者数配分方法（男子）

- 学連枠
12名を各地区学連に2名ずつ配分する。
- 前年度実績枠
48名を前年度男子ミドルの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
地区学連の前年度実績枠の人数 =
$$(\text{当該地区学連前年度 30 位以内の人数}) / (\text{前年度 30 位以内の総人数}) \times 48$$

但し、小数点以下は原則として切り捨て、48名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。

第4条 競技者数配分方法（女子）

- 学連枠
6名を各地区学連に1名ずつ配分する。
- 前年度実績枠
24名を前年度女子ミドルの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
地区学連の前年度実績枠の人数 =
$$(\text{当該地区学連前年度 15 位以内の人数}) / (\text{前年度 15 位以内の総人数}) \times 24$$

但し、小数点以下は原則として切り捨て、24名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。

第5条 地区学連内の選出方法

1. 各地区学連内の競技者の選出方法は地区学連の任意とする。
2. 第2条第2項による競技者は、前項による選出方法によらず出場資格を得る。

第6条 欠員

1. 各地区学連は、申込みの時点での欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する。
2. 第2条2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

第7条 発表

1. 技術委員会は、前年度ミドル終了後速やかに次年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果をすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。

第8条 改正

1. 本規則の改正は総会の議決による。

第9条 施行

1. 本規則は、2005年4月1日より施行する。
2. 本規則は、2021年9月20日より改正施行する。

2003年11月15日 制定

2011年 6月 5日 改正

2016年 3月14日 改正

2021年 9月19日 改正

日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技 競技者数及びその配分に関する規則

第1条 目的

1.1 この規則は、日本学生オリエンテーリング選手権（以下、インカレと略す）実施規則第4条第3項に基づき、個人ロング・ディスタンス競技（以下、ロングと略す）の競技者数及びその配分の方法を定めるものである。

第2条 競技者数と配分の対象

2.1 競技者数は、男子60名、女子30名とし、これを第3条及び第4条の方法により、各地区学連に配分する（地区学連枠）。

2.2 前年度ロング6位までの者で、インカレ実施規則第4条第1項の参加規定を満たす者は、前項の競技者数とは別に出場資格を得る（前年度個人実績枠）。

第3条 競技者数配分方法（男子）

3.1 学連枠
12名を各地区学連に2名ずつ配分する。

3.2 前年度実績枠
48名を前年度男子ロングの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
地区学連の前年度実績枠の人数 =
(当該地区学連前年度30位以内の人数)
/ (前年度30位以内の総人数) × 48 ただし、小数点以下は原則として切り捨て、48名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。

3.3 最大数
3.1と3.2に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第4条 競技者数配分方法（女子）

4.1 学連枠
6名を各地区学連に1名ずつ配分する。

4.2 前年度実績枠
34名を前年度女子ロングの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
地区学連の前年度実績枠の人数 =
(当該地区学連前年度15位以内の人数)
/ (前年度15位以内の総人数) × 24 ただし、小数点以下は原則として切り捨て、24名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。

4.3 最大数
4.1と4.2に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第5条 地区学連内の選出方法

5.1 各地区学連内の競技者の選出方法は、各地区学連の任意とする。

5.2 第2条第2項による競技者は、前項による選出方法によらず出場資格を得る。

5.3 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する。

第6条 欠員補充

6.1 第3条及び第4条のそれぞれ第1項及び第2項での競技者数が第3項に定める最大数を超えた場合、他の地区学連への再配分を実施する。再配分は第3条及び第4条のそれぞれ第2項にて計算した小数点以下順位の次点から順に割り当て、技術委員会が発表するものとする。

6.2 第2条第2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

第7条 発表

7.1 技術委員会は、前年度ロング終了後速やかに次年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果を前年度ロング終了後4週間以内にすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。

7.2 日本学連事務局は各地区学連の加盟登録者数を6月30日から2週間以内に技術委員会に報告し、技術委員会は受け取ってから2週間以内に第6条第1項の欠員補充結果を通知しなくてはならない。

第8条 改正

8.1 本規則の改正は総会の議決による。

第9条 施行

9.1 本規則は、2005年4月1日より施行する。

2003年11月15日制定
2011年6月5日改定
2016年3月14日改定

日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技部門 競技者数及びその配分に関する規則

第1条 目的

- この規則は、日本学生オリエンテーリング選手権（以下、インカレと略す）実施規則第4条第3項に基づき、個人ロング・ディスタンス競技（以下、ロングと略す）の競技者数及びその配分の方法を定めるものである。

第2条 競技者数と配分の対象

- 競技者数は、男子60名、女子30名とし、これを第3条及び第4条の方法により、各地区学連に配分する（地区学連枠）。
- 前年度ロング6位までの者で、インカレ実施規則第4条第1項の参加規定を満たす者は、前項の競技者数とは別に出場資格を得る（前年度個人実績枠）。

第3条 競技者数配分方法（男子）

1. 学連枠

12名を各地区学連に2名ずつ配分する。

2. 前年度実績枠

48名を前年度男子ロングの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。

地区学連の前年度実績枠の人数 =

(当該地区学連前年度30位以内の人数) / (前年度30位以内の総人数) × 48

但し、小数点以下は原則として切り捨て、48名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。

第4条 競技者数配分方法（女子）

1. 学連枠

6名を各地区学連に1名ずつ配分する。

2. 前年度実績枠

24名を前年度女子ロングの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。

地区学連の前年度実績枠の人数 =

(当該地区学連前年度15位以内の人数) / (前年度15位以内の総人数) × 24

但し、小数点以下は原則として切り捨て、24名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。

第5条 地区学連内の選出方法

1. 各地区学連内の競技者の選出方法は、各地区学連の任意とする。
2. 第2条2項による競技者は、前項による選出方法によらず出場資格を得る。

第6条 欠員

1. 各地区学連は、申込みの時点での欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する
2. 第2条2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

第7条 発表

1. 技術委員会は、前年度ロング終了後速やかに次年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果をすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。

第8条 改正

1. 本規則の改正は総会の議決による。

第9条 施行

1. 本規則は、2005年4月1日より施行する。
2. 本規則は、2021年9月20日より改正施行する。

2003年11月15日 制定

2011年 6月05日 改正

2016年 3月14日 改正

2021年 9月19日 改正

日本学生オリエンテーリング選手権実施規則

※条項に（ロング）,（ミドル）,（スプリント）,（リレー）とある場合、当該条項は該当する競技部門にのみ適用される。

第1章 全般的な規則

第1条 規則の適用

1. この規則は、日本学生オリエンテーリング連盟（以下、日本学連と略す）が主催する、日本学生オリエンテーリング選手権大会（以下、インカレと略す）に適用される。
2. すべての選手登録者、選手を支援する者（以下、チームオフィシャル）、競技を運営する者及びその他の併設大会参加者・観戦者・報道関係者など選手権競技者と接する者は、この規則に従う。
3. 競技者ならびに主管者は、この規則の解釈にあたっては、スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。
4. インカレ実施規則で定められた事項を、当該インカレに限定して不適用とし、変更する必要がある場合、2か月前までに理事会へ申し出なければならない。また、不適用条項は技術委員会の諮問及び理事会の承認を必要とする。不適用条項と変更内容は、要項に明記される。
5. インカレ以外の大会にインカレを併設して開催している場合、この規則に定める内容を不適用とする際は、イベント・アドバイザーの同意のみを必要とし、理事会の承認を不要とする。

第2条 競技部門と競技形態・種別

1. インカレは、次の8つの競技部門を設ける。
 - ・男子ロング：個人ロング・ディスタンス競技部門
 - ・女子ロング：個人ロング・ディスタンス競技部門
 - ・男子ミドル：個人ミドル・ディスタンス競技部門
 - ・女子ミドル：個人ミドル・ディスタンス競技部門
 - ・男子スプリント：個人スプリント競技部門
 - ・女子スプリント：個人スプリント競技部門
 - ・男子リレー：3名のリレー競技部門
 - ・女子リレー：3名のリレー競技部門
2. インカレは、すべて昼間競技で行う。
3. 単一レース競技で行う。
4. インカレは、すべてポイント競技で行う。
5. 男子ロング・女子ロングにおける優勝者をロング・ディスタンス競技選手権者、男子ミドル・女子ミドルの優勝者をミドル・ディスタンス競技選手権者、男子スプリント・女子スプリントの優

勝者をスプリント競技選手権者、男子リレー・女子リレーにおける優勝校をリレー競技選手権校とする。

第3条 日程

1. インカレの各競技部門の開催は、年1回とする。
2. インカレの日程と正式名称は、原則として次のとおりとする。
 - ・秋インカレ（8月～12月）：ロング、スプリント
 - ・春インカレ（1月～3月）：ミドル、リレー
3. インカレは、開会式、閉会式を別途行うことができる。

第4条 参加規定

1. 選手権競技者は、日本学連に競技者登録されていなければならない。
2. 各加盟校及び各準加盟校（以下、各校と略す）は、選手権競技者資格を有する者からなる選手登録名簿を申し込み時に提出する。

（ロング）

3. ロングの競技者数は、男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。ロングの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

（ミドル）

4. ミドルの競技者数は、男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。ミドルの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

（スプリント）

5. スプリントの競技者数は、男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。スプリントの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

（リレー）

6. リレーの出場資格校は、日本学連の加盟校及び準加盟校とする。各校は、男女各々1チームをリレーに出場させることができる。リレーのチームは、選手登録名簿に記載された者により構成される。但し、男子リレーに女子選手を出場させることができる。
7. 各校は、選手登録者とは別に、チームオフィシャルを同行させることができる。各校は、チームオフィシャル登録名簿を申し込み時に提出する。各校に認められるチームオフィシャルの人数は、以下のとおりとする。
 - ・男子クラスの選手権への選手登録に対して、2名
 - ・女子クラスの選手権への選手登録に対して、2名

8. 参加者は、自己の安全に対して自分で責任を負う。参加者が負った怪我、障害、損害について主催者は一切責任をもたない。また、参加者が第三者に与えた損害についても参加者自身が責任を負う。

第5条 要項

1. 主管者は、インカレに関する必要な情報を、要項としてすべての地区学連及び日本学連事務局へ送付、あるいはWebサイトにて公開、あるいはメールにて送付する。5.2 インカレの要項の発行時期は、以下の通りとする。
 - ・要項1（6ヶ月前）：開催日、開催地、主管者の連絡先、競技責任者の氏名、イベント・アドバイザーの氏名、立入禁止区域
 - ・要項2（4ヶ月前）：日程、テレインの概要、地図に関する情報（縮尺、等高線間隔、走行可能度表示）、テレインの標高（コースの15 % 以上が1,200 mを超える場合のみ）、採用するパンチングシステム、コース設定者の氏名、トレーニング・モデルイベントに関する情報、一般クラス・併設大会がある場合その情報、観戦者のための情報、宿泊・輸送に関する情報、参加費、申込方法、申込締切日
 - ・要項3（2週間前）：気象、特殊な地図表記、コース距離・登距離、優勝設定時間、特殊な位置説明、スタート時刻、競技のタイムスケジュール、集合場所、代表者ミーティングに関する情報、承認された実施規則の不適用条項と変更内容、その他競技に関する留意事項

第6条 申し込み

1. インカレの申し込みは、所定の方法によって、要項2に示された締切日までに行われる。但し、選手登録名簿の変更は、大会開催の6週間前まで認められる。
(ロング、ミドル、スプリント)
2. 各地区学連の代表者は、ロング、ミドル、スプリントにおいて、競技前日の16時までであれば、競技者を交替させることができる。
(リレー)
3. リレー出場校は、リレーの競技者と競技順を競技前日の16時までに提出する。競技者に不慮の事故の場合、リレー競技開始1時間前までであれば競技者を交替させることができる。但し、この場合は裁判委員の承認を必要とする。

第7条 トレーニングとモデルイベント

1. 事前に実際の競技で使用するものに似たテレイン・地図でのトレーニングの機会が提供されることが望ましい。

2. 競技の前日に、モデルイベントが提供されることが望ましい。モデルイベントでは、テレインのタイプ、地図の品質、コントロールの特徴物、コントロールの設置、給水ポイントおよびマーク・ルートのそれぞれの状況がわかることが望ましい。
3. 電子パンチングシステムを使用する場合、モデルイベントにおいて実際の競技に用いる器具の使用機会が提供されることが望ましい。

第8条 スタート順の決定とスタートリスト

(ロング、ミドル、スプリント)

1. ロング、ミドル、スプリントのスタート抽選は、イベント・アドバイザーの元、あるいは公開で行われ、当該競技前日の17時までには発表される。
2. ロング、ミドル、スプリントにおいては、スタート順等において配慮される競技者（シード選手）を設けることができる。シード選手は、イベント・アドバイザーの承認を必要とする。シード選手の選出数は競技者の1/6程度までの人数とする。
3. ロング、ミドル、スプリントは、男女それぞれ1人ずつ同一の時間間隔でスタートする（タイムスタート）。スタート間隔は、ロング、ミドルは少なくとも2分間はとるものとする。スプリントは少なくとも1分間はとるものとする。
4. リレーにおけるコースの組み合わせの抽選は、イベント・アドバイザーの元で行われる。コースの組み合わせは、最後の競技者がスタートするまで秘密にされる。
5. リレーのスタートは、マススタートとする。

第9条 成績

1. 成績速報は、競技進行中順次掲示される。フィニッシュ閉鎖後1時間以内にすべて掲示される。
2. 公式成績には、失格者も含めすべての競技者が記載される。リレーの成績は、競技順・各競技者の名前と所要時間・コースの分割方法と組み合わせも記載される。

第10条 調査依頼と提訴

1. 競技者およびチーム・オフィシャルは、競技者、あるいは主管者の規則に対する違反についての調査依頼を行うことができる。調査依頼は、主管者に対し文書で行う。成績速報に関する調査依頼は、フィニッシュ閉鎖後1時間以内に行う。
2. 調査依頼に対する主管者の回答に疑義がある場合、提訴を行うことができる。提訴は、裁定委員会に対し文書で行う。

第11条 表彰

1. 各競技部門6位までを表彰する。
2. 参考記録の競技者及び学校は表彰の対象とならない。

第12条 報告書

1. 各競技終了後3ヶ月以内に、主管者は次の内容の報告書を作成する。
 - ・大会実施報告
 - ・スタート順と公式成績
 - ・イベント・アドバイザーの報告
 - ・将来への提言
2. 報告書は、すべての加盟校及び準加盟校、日本学連事務局、及び次年度の主管者に送付される。

第2章 競技に関する規則

第13条 テレイン

1. テレインは、インカレのコースを設定するのに適している場所を選定する。テレインの選定に際しては、環境保護に十分留意しなければならない。
2. テレインは、どの競技者も不当に優位に立つことのないよう、競技の前に可能な限り長くオリエンテーリングに利用されないようにする。

第14条 コース

1. インカレのコース設定にあたっては、国際オリエンテーリング連盟 (IOF) の『コース設定の原則』に従う。
2. コースの水準は、インカレに適格でなければならない。
3. コントロールを回る順番は、主管者によって指定される。競技者はこれを守り、主管者はこれを確認する。
4. コース上の誘導区間は、競技者は必ずこれをたどるものとする。誘導区間の開始地点には必ずコントロールを置く。
(ミドル、ロング)
5. 同時にレースが進行するのであれば、女子のコースと男子のコースで別々のコントロールを使用するのが望ましい。
6. 選手権以外のコースがある場合、別々のコントロールを使用するのが望ましい。
7. リレー競技では、コントロール順はチームによって別々の並びになるが、全体としては全チームが同じコースを走る。テレインとコース・コンセプトによっては、各走区の距離が大きく異なるようにしてもよいが、各走区のトップタイムの合計は規定通りになるようにする。走区の距離が大きく異なる場合、その走区ごとの距離の配列は、全チームで同一でなければならない。
8. 個人競技において、コントロール順を競技者ごとに異なる並びにしてもよい。しかし、すべての競技者は、全体としては同じコースを走るようにする。

9. 主管者は、環境保護あるいはそれに類する理由のための指示を競技者に与えることができる。競技者は、これを厳守しなければならない。

第15条 距離と登距離

1. コースは、以下の優勝時間を想定し、設定される。

	男子	女子
ロング	70-80分	55-65分
ミドル	35-40分	35-40分
スプリント	13-15分	13-15分
リレー（各競技者）	30-50分	30-45分
リレー（合計）	120-150分	110-135分

2. コース距離は、スタートからコントロールを経由してフィニッシュまでの直線距離とする。ただし、物理的に通行不能な妨害（高いフェンス、湖、通れない崖等）、立入禁止エリア、およびマークト・ルートは例外とする。
3. コース距離は、要項3で実際のコース距離が発表される。
4. 登距離は最も速く走れると予想されるルートの登距離で示される。ロングの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の7%を越えないように設定されるのが望ましい。ミドル、リレーの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の6%を越えないように設定されるのが望ましい。
5. 登距離は要項3で実際の登距離が発表される。

第16条 地図

1. 地図、コース・マーキング、および追加印刷は、『国際オリエンテーリング地図図式』または『国際スプリント・オリエンテーリング地図図式』に準拠して作成、印刷する。逸脱する場合はイベントアドバイザーの同意を必要とする。
2. ロング・ディスタンス競技の地図縮尺は1:15000とする。ミドル・ディスタンス競技およびリレーの地図縮尺は1:10000とする。スプリント競技の地図縮尺は1:4000とする。
3. 地図の間違いまたは地図を印刷した後でテレインに変化があり、それが競技会に影響があるのであれば、地図に重ね刷りする。
4. 地図は水分や損傷に耐えうるものにする。
5. もし競技エリアに以前に作られたオリエンテーリング地図があれば、最新版の高解像度のコピーを要綱で公表または提示する。
6. 競技当日は、主催者が許可するまで、競技者あるいはチーム・オフィシャルが競技のエリアを記したいかなる地図を使用することも禁止する。

7. 競技用の地図は、コースを走る競技者が必要とする以上に大きくしてはならない。

第17条 (廃止)

第18条 (廃止)

第19条 コントロール位置説明

1. コントロールの正確な場所を、コントロール位置説明によって明示する。
2. コントロール位置説明は、『国際コントロール位置説明仕様』に定められた記号の形式で作成する。
3. コントロール位置説明は、そのコースのコントロール順に記載したものを、競技で使う地図の前面に貼付または印刷する。
4. インターバル・スタートの競技では、地図とは別にコントロール位置説明表を、そのコースの競技者にプレ・スタートまたはスタート・レーンで配布する。配布地点より前には公表しない。

第20条 現地における表示

1. 誘導区間は、赤と白の2色のテープにより示される。
2. 立入り禁止区域の外郭が表示される場合、青と黄の2色のテープにより示される。

第21条 コントロールの設置と器具

1. すべてのコントロールには、コントロールフラッグが設置される。
2. コントロールフラッグは、3つの正方形を三角柱状に結合した形とする。それぞれの面は、およそ 30cm×30 cm で、対角線によって2分して白とオレンジに色分けする。
3. コントロールフラッグは、地図上に示された特徴物の場所に、競技者が特徴物にたどり着いたときに見えるようにして設置される。
4. コントロール（スタートのコントロール・フラッグを含む）は 30m以内に近接して設置しないようとする。スプリントではもっと短縮してよい。地図の縮尺が 1:4000 または 1:3000 の場合は、走行距離で25m、直線距離で 15m 以上離す。
5. パンチしている人がいることで、付近にいる競技者がコントロールを見つけるのを著しく有利にすることのないように、コントロールを設置する。
6. すべてのコントロールは、数字によるコントロール識別番号で区別される。コントロール識別番号は白地に黒で書かれ、競技者がはっきり読めるように示される。
7. コントロールの器具は、コース上のすべてのコントロールで同一のものを使用する。充分な数のパンチもしくはユニットをコントロールフラッグのすぐ近くに設置する。

8. コントロールには、コントロール役員を置くことができる。コントロール役員は競技者を妨げてはならず、タイム・順位・その他の情報を与えてはならない。さらにコントロール役員は、静粛に、目立たない服を着用して、競技者がコントロールに接近するのを手助けしてはならない。これらの規則は、ラジオやテレビコントロール役員、給水コントロール役員、報道関係者にも適用される。但し、演出の都合で情報の提供が行われる場合はイベント・アドバイザーの了承を得て実施することが出来る。
9. 優勝設定時間が45分を超える競技は、給水所を設ける。給水所では、少なくとも適温の飲用水を提供する。

第22条 パンチングシステム

1. 使用するパンチングシステムは、主管者の判断にゆだねられる。
2. 競技者は、各コントロールにおいて、提供されているパンチ器具を使って、自分自身のカードにパンチすることに責任を持つ。1つの機器が故障している、あるいは故障しているように見える場合は、競技者は用意されているバックアップを使用しなければならず、パンチの記録がなければ失格となる。
3. コントロール・パンチが欠落しているか不明瞭なものがある競技者は、パンチのミスが競技者の過失ではないことが立証できなければ、失格となる。競技者の過失でなければ、コントロールの係員またはカメラによる確認や、コントロール（パンチ器具）の記録を読み取ってることで通過証明としてもよい。競技者の過失であればそのような証拠は認められず、競技者を失格としなければならない。
4. 電子パンチを用いる場合には、バックアップシステムを用いなければならない。

第23条 スタート

1. 個人競技は、インターバル・スタートで行う。リレー競技は、マス・スタートで行う。
2. 計時を開始するスタートより手前にプレスタートを置く方式を採用してもよい。プレスタートの先へは、スタートする競技者しか入ることはできない。
3. 競技者が正しくスタートレーンに入れるように、スタート地区には時計を設置する。スタート地点にも競技者が現在時刻を確認できるように時計を置くことが望ましい。
4. スタートは、後続の競技者や他の者が、地図、コース、ルート選択あるいは最初のコントロールへの方向を見ることがないように設営する。必要に応じて、計時を開始するスタートからオリエンテーリングを開始する地点までマークト・ルートにする。
5. 競技者はスタート時刻と同時またはそれ以降に地図を取る。競技者は自分自身の責任で正しい地図を取る。競技者が、スタート前に地図が正しいことを確認できるような情報（競技者のスタート番号、名前またはコース等）を、地図の裏面またはその近くに表示する。競技者に地図をあらかじめ配布する方式をとる場合は、競技者はスタート時刻と同時またはそれ以降に、スタートラインからスタートする。スタート時刻まで地図を見てはいけない。

6. オリエンテーリングを開始する地点は、地図上ではスタートの三角形で記し、現地にはパンチ器具のないコントロール・フラッグを設置する。
7. スタート時刻に遅れた競技者も、スタートすることを許される。スタート時刻に遅れた競技者はスタート係員の指示にしたがって、可能な限り速やかにスタートする。正規のスタート時刻にスタートする競技者に対して影響がないように留意する。スタート係員は、実際にスタートした時刻を記録しておく。
8. 自分自身の過失によりスタート時刻に遅れた競技者は、正規のスタート時刻にスタートしたものとして計時する。主催者の過失によりスタート時刻に遅れた競技者は、実際のスタート時刻から計時する。
9. リレー競技におけるチェンジオーバーは、各リレー・チームのメンバー同士がタッチすることで行う。フィニッシュする前走者が次走者の地図を取り、それを受け渡すという方法で行ってよい。
10. リレーで正しくかつ適時にチェンジオーバーをすることは、主催者がフィニッシュして来るチームをあらかじめ通知することになっているとしても、競技者自身の責任である。
11. イベントアドバイザーが同意すれば、主催者はチェンジオーバーできなかつたリレー・チームの以降の走区の競技者をマス・スタートさせてもよい。
12. リレー・チームは、いったん失格を承諾したら、そのチームのそれ以降のメンバーはスタートできない。
13. チェンジオーバー地区では、チームの次走者は、チームの前走者がフィニッシュに近づいていることが把握できるようにする。
14. 主催者は、スタート前の選手がコースについての情報を得ることを防ぐために隔離ゾーンを設けてよい。主催者は、選手およびチーム・オフィシャルが隔離ゾーンの中にいなければならぬ時間を定める。主催者は、隔離ゾーンで待つ選手のための適切な便宜（トイレ・給水・雨除け等）を提供することが望ましい。締切時刻を設けて、それ以降に選手またはチーム・オフィシャルが隔離ゾーンに入ることを禁止してもよい。競技者およびチーム・オフィシャルが隔離ゾーンで通信機器を使うことは許されない。

第24条 フィニッシュおよび計時

1. 競技者がフィニッシュ・ラインを越えたときに競技は終了する。
2. フィニッシュまでは、テープ、ロープあるいは柵によって誘導する。最後の 20mは直線とする。
3. フィニッシュ・ラインの幅は、インターバル・スタートの場合は少なくとも 1.5m 以上、マス・スタートまたはチェイシング・スタートの場合は少なくとも幅 3m以上にする。ラインは入ってくる方向に対して直角にする。フィニッシュ・ラインの正確な位置が、フィニッシュしてくる競技者にとって明瞭に見えるようにする。
4. 競技者はフィニッシュ・ラインを越えた、またはチェンジオーバーを終了したときに、コントロール・カードまたは通過記録を提出する。主催者からの要求があれば、競技地図も提出する。

5. フィニッシュ・タイムは、以下のいずれかの時間で計時する。
 - ・競技者の胸がフィニッシュ・ラインを横切ったとき
 - ・競技者がフィニッシュ・ラインでパンチしたとき
 - ・計時用の光ビームが使われている場合は、地上 0.5~1.25m 上に設置されたビームを競技者が横切ったとき

タイムは秒以下を切り捨てとする。タイムは時間／分／秒または分／秒で表示する。
6. マス・スタートまたはチェイシング・スタートの競技では、着順判定の係員が、選手の胸がフィニッシュラインを通過した順番に基づいて最終順位を判定する。裁定委員のメンバーのうち 1 人はフィニッシュ・ラインにいることが望ましい。
7. フィニッシュ地区には救護所を設置し、必要な備品を用意しておく。救護担当のスタッフが常駐していることが望ましい。『ナビゲーションスポーツのための安全ガイド』を参照すること。
8. 競技時間は、ロングでは2時間30分まで、ミドルでは1時間40分まで、スプリントでは40分までとする。この時間を超えた競技者は失格とする。リレーでは5時間までとする。

第25条 成績

1. 競技の間は、暫定的な成績を、フィニッシュ地区または参加者が集まる場所において公表、掲示する。
2. 公式の成績は、最後にスタートした者の競技可能時刻が経過した後、4 時間以内に公表する。
3. 公式成績表には、参加した競技者すべての記録を記載する。リレーでは、オーダー順に競技者の名前とその走区でのタイム、および各自の走ったコース・パターンを記載する。
4. インターバル・スタートで 2 人以上の競技者が同タイムとなった場合は、成績表では同順位とする。同順位に続く順位は、空位とする。
5. マス・スタートまたはチェイシング・スタートでは、競技者がフィニッシュした順に順位が決まる。リレーではチームの最終走者がフィニッシュした順になる。
6. リレーで繰り上げスタートになった場合、繰り上げスタートになったチームの順位はチームの各競技者の時間の合計で決める。繰り上げスタートになったチームの順位は、チェンジオーバーできて正規の方法でフィニッシュしたチームより後になる。
7. 制限時間を超過した競技者およびチームには順位がつかない。
8. 結果は競技会の当日中にインターネットで公表する。
9. 成績は、競技者がスタートしてからフィニッシュするまでのタイムによって決めなければならぬ。（交通量の多い道路を含む短い区間など）事前に決められた場合を除いて、スプリットタイムを基にして一部のレッグを除いて計算することは許されない。

第26条 服装と用具

1. 主管者が定めない限り、服装の選択は自由である。

2. ナンバーカードは、競技中常にはっきり見えるようにして、胸と背中に着用する。ただし、ミドル、スプリントに関しては少なくとも胸に着用すればよい。ナンバーカードの大きさは、25×25cmを超えないものとする。数字は、最低でも10cm以上の高さが必要である。
3. 競技中は、コンパス、時計と、主管者から支給された地図、コントロールカード、コントロール位置説明表のみ使用してよい。その他のオリエンテーリングの技術的な補助器具の使用は禁止する。

第27条 競技上の公正

1. インカレに関与するすべての者は、公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者は、他の競技者、役員、報道関係者、観客、テレインや大会区域に居住する人たちを尊重しなければならない。
2. 主管者は、イベント・アドバイザーの同意を得て、前もって競技を行うテレインの位置を公表するとともに、立入禁止区域を設定することができる。テレインの位置を公表しない場合、すべての役員は、大会区域とテレインを厳重に秘密にしておかなくてはならない。
3. 選手登録者及びチームオフィシャルは、競技を行うテレインにあらかじめ立ち入ることは禁止される。主管者により発表された事項以上のコースに関する情報を得ようとすることは、禁止される。
4. 競技中は、以下の行為を禁止する。
 - ・外部からの助力を得ること
 - ・共同で走り、方向決定を行うこと
 - ・故意に他の競技者を追走し、その競技者の能力を利用しようとする
 - ・他の者から情報を得ようとする
5. 競技者は、一度計時線を越えたら、主管者の許可なく競技区域に入ってはいけない。
6. 弃権した競技者は、フィニッシュを必ず通過しなければならない。また、この者は、決して競技に影響を及ぼしてはならない。
7. あらゆる種類の移動手段の利用は、禁止される。
8. 参加者及び主管者は、競技を妨害してはならない。
9. インカレ実施規則を犯したことが判明した競技者は、失格となる。
10. 主管者は競技の公平性を尊重する立場から、参加者に対し、必要に応じてドーピング検査を実施することができる。なお実施条件を第29条11に設ける。
11. インカレにおいて主管者が参加者に対しドーピング検査を実施する場合、要項2（4ヶ月前）でドーピング検査実施の可能性を示し、要項3（2週間前）でドーピング検査の有無を決定付けるものとする。

第3章 運営に関する規則

第28条 インカレ実行委員会

1. インカレは、インカレ実行委員会が主管する。
2. インカレ実行委員会は、当該インカレの1年前までに理事会の承認のもとで組織される。

第29条 秘密保持

1. 主管者、イベント・アドバイザー及びその補佐、その他テレインやコースを知る者は競技上の公正さを保つための秘密を保持する義務を負う。

第30条 経費

1. インカレ運営に関する経費は、主催者が支出する。
2. 主催者は、参加者から参加費を徴収することができる。

第31条 裁定委員会

1. 裁定委員会は、異なる出身校の3名で構成される。裁定委員は、理事会が指名し、競技の前日までに全員の氏名が公表される。裁定委員は、大会組織に関与してはならない。
2. 裁定委員会の審議には、イベント・アドバイザーと主管者の代表は参考人として出席することができる。
3. 裁定委員会は、大会中に起きた規則あるいは他の問題に対する提訴に裁定を下す。裁定委員会の審議は、3人全員の出席をもって成立する。任務を遂行できない裁定委員があったときには、理事会は代理を指名しなければならない。
4. 裁定委員会の判断は最終的なものである。

第32条 イベント・アドバイザー

1. イベント・アドバイザーは、日本学連を公式に代表し、主管者に対して派遣される。
2. イベント・アドバイザーは、技術委員会の助言のもとに、技術委員会の委員の中から理事会が指名する。指名は、当該インカレの1年前までに行われる。
3. イベント・アドバイザーの主な任務は、インカレ実施規則が遵守されていることを確認することである。また、必要なある事項については技術委員会との協議を行う。
4. イベント・アドバイザーは、インカレが適正に行われるよう、少なくとも以下の任務を遂行する。
 - ・要項の内容を確認すること
 - ・会場、テレインの適格性を確認すること
 - ・スケジュール全体（宿泊、食事、輸送、日程、費用、トレーニングの機会）を確認すること
 - ・スタート、フィニッシュ、エンジニアリングエリアのシステムとレイアウトを確認すること

- ・計時システムの信頼性と正確性を判断すること
 - ・地図が規定に合致しているか確認すること
 - ・地図の正確さ、作図・印刷の妥当性を確認すること
 - ・コースの適格性（距離、競技時間、難易度、コントロール位置と設置状態、偶然性の排除など）を確認すること
 - ・リレーにおいては、コースの分割方法と組み合わせが適切かどうか確認すること
 - ・コントロール位置説明が適切かどうか確認すること
 - ・式典が適切かどうか判断すること
 - ・競技への影響の可能性の観点から、報道関係者、観客等に対する処遇を確認すること
 - ・運営組織、人事、会計及び競技運営全般を確認すること
5. インカレ開催中、イベント・アドバイザーは、大会会場に常駐し、以下の任務を遂行する。
 - ・主管者に対して助言を与えること
 - ・裁定委員会の提訴に関わる審議を補佐すること
 6. イベント・アドバイザーは、以上の他に自分の裁量で、インカレの準備と実行に關係ある活動を確認する。
 7. イベント・アドバイザーは、必要に応じて任務を補佐する者を指名することができる。イベント・アドバイザー補佐は、特に、地図作成、コース、イベント、運営組織、人事、会計、スポンサー、メディア等のうち、イベント・アドバイザーが必要と考える分野において、任務を補う。

第33条 報告

1. 主管者は、当該インカレ開催後2週間以内にイベント・アドバイザーに以下のものを送付する。
 - ・公式成績
 - ・各競技部門のコース図および全コントロール図
 - ・その他必要と思われる資料
2. イベント・アドバイザーは、当該インカレ開催後3ヶ月以内に幹事会、理事会及び技術委員会にその活動の報告を送付する。
3. 主管者は、すべての要項とプログラム、大会報告書を日本学連事務局に送付する。日本学連事務局は、これらを資料として保存する。

第34条 メディア・サービス

1. 主催者および主管者は、メディア取材者に対して、報道するに好都合な機会を提供することが望ましい。
2. 主管者は、競技の公平さを損ねない限りにおいて、メディアの報道のために最大限の努力をすることが望ましい。

第35条 改正

1. 本規則の改正は総会の議決による。

第36条 施行

1. 本規則は2004年4月1日より施行する。
2. 本規則は2021年9月20日より改正施行する。

2003年11月15日 制定

2004年11月 6日 改正

2005年11月 7日 改正

2007年 4月 1日 改正

2008年 3月10日 改正

2009年11月22日 改正

2015年 3月 9日 改正

2016年 3月14日 改正

2019年11月 9日 改正

2021年 9月19日 全文改正

より国際的な基準に準拠するための選手権実施規定改正

1.概要

現在の日本学生オリエンテーリング選手権実施規則では、国際オリエンテーリング連盟（IOF）フット・オリエンテーリング競技会競技規則や、国際オリエンテーリング地図図式に則さない部分があるため、よりそれらに準拠した規則にする必要があります。つきましては、そのための改正案をご確認のうえ承認のほどお願いいたします。

2.詳細

今回改正が必要となるのは次の規定です。

- ・日本学生オリエンテーリング選手権実施規則

変更点が多くございますので、下記URL先の別添改正案を参照ください。（2ページ表記にしていただくようお願いします。左が改正点、右が改正後の規約となります）

日本学生オリエンテーリング選手権実施規則

日本学生オリエンテーリング選手権実施規則

※ 条項に(ロング), (ミドル), (スプリント), (リレー)とある場合, 当該条項は, 該当する競技部門にのみ適用される。

第1章 全般的な規則

第1条 規則の適用

1.1 この規則は, 日本学生オリエンテーリング連盟(以下, 日本学連と略す)が主催する, 日本学生オリエンテーリング選手権大会(以下, インカレと略す)に適用される。

1.2 すべての選手登録者, 選手を支援する者(以下, チームオフィシャル), 競技を運営する者及びその他の併設大会参加者・観戦者・報道関係者など選手権競技者と接する者は, この規則に従う。

1.3 競技者ならびに主管者は, この規則の解釈にあたっては, スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。

1.4 インカレ実施規則で定められた事項を, 当該インカレに限定して不適用とし, 変更する必要がある場合, 2か月前までに理事会へ申し出なければならない。また、不適用条項は技術委員会の諮問及び理事会の承認を必要とする。不適用条項と変更内容は, 要項に明記される。

1.5 インカレ以外の大会にインカレを併設して開催している場合, この規則に定める内容を不適用とする際は, イベント・アドバイザーの同意のみを必要とし, 理事会の承認を不要とする。

第2条 競技部門と競技形態・種別

2.1 インカレは, 次の8つの競技部門を設ける。

男子ロング:個人ロング・ディスタンス競技部門

女子ロング:個人ロング・ディスタンス競技部門

男子ミドル:個人ミドル・ディスタンス競技部門

女子ミドル:個人ミドル・ディスタンス競技部門

男子スプリント:個人スプリント競技部門

女子スプリント:個人スプリント競技部門

男子リレー:3名のリレー競技部門

女子リレー:3名のリレー競技部門

2.2 インカレは, すべて昼間競技で行う。

2.3 単一レース競技で行う。

2.4 (廃止)

2.5 インカレは, すべてポイント競技で行う。

2.6 男子ロング・女子ロングにおける優勝者をロング・ディスタンス競技選手権者, 男子ミドル・女子ミドルの優勝者をミドル・ディスタンス競技選手権者, 男子スプリント・女子スプリントの優勝者をスプリント競技選手権者, 男子リレー・女子リレーにおける優勝校をリレー競技選手権校とする。

第3条 日程

3.1 インカレの各競技部門の開催は, 年1回とする。

3.2 インカレの日程と正式名称は, 原則として次のとおりとする。

秋インカレ(8月~12月):ロング, スプリント

春インカレ(1月~3月):ミドル、リレー

3.3 インカレは, 開会式, 閉会式を別途行うことができる。

第4条 参加規定

4.1 選手権競技者は, 以下のすべての条件を満たす。

- ・日本学連の加盟員であること
- ・初めて日本学連に登録した年度から数えて4年以内
- ・年齢は当該年度3月31日現在29歳未満

4.2 各加盟校及び各準加盟校(以下, 各校と略す)は, 選手権競技者資格を有する者からなる選手登録名簿を申し込み時に提出する。

(ロング)

4.3 ロングの競技者数は, 男子60名, 女子30名とし, 別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し, 別に定める規則によって, 競技者数を追加することができる。ロングの競技者は, 選手登録名簿に記載された者とする。

(ミドル)

4.4 ミドルの競技者数は, 男子60名, 女子30名とし, 別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し, 別に定める規則によって, 競技者数を追加することができる。ミドルの競技者は, 選手登録名簿に記載された者とする。

(スプリント)

4.5 スプリントの競技者数は、男子60名, 女子40名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。スプリントの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

(リレー)

4.6 リレーの出場資格校は, 日本学連の加盟校及び準加盟校とする。各校は, 男女各々1チームをリレーに出場させることができる。リレーのチームは, 選手登録名簿に記載された者により構成される。但し, 男子リレーに女子選手を出場させることができる。

4.7 各校は, 選手登録者とは別に, チームオフィシャルを同行させることができる。各校は, チームオフィシャル登録名簿を申し込み時に提出する。各校に認められるチームオフィシャルの人数は, 以下のとおりと

※ 条項に(ロング), (ミドル), (スプリント), (リレー)とある場合, 当該条項は, 該当する競技部門にのみ適用される。

第1章 全般的な規則

第1条 規則の適用

1.1 この規則は, 日本学生オリエンテーリング連盟(以下, 日本学連と略す)が主催する, 日本学生オリエンテーリング選手権大会(以下, インカレと略す)に適用される。

1.2 すべての選手登録者, 選手を支援する者(以下, チームオフィシャル), 競技を運営する者及び他の併設大会参加者・観戦者・報道関係者など選手権競技者と接する者は, この規則に従う。

1.3 競技者ならびに主管者は, この規則の解釈にあたっては, スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。

1.4 インカレ実施規則で定められた事項を, 当該インカレに限定して不適用とし, 変更する必要がある場合, 2か月前までに理事会へ申し出なければならない。また、不適用条項は技術委員会の諮問及び理事会の承認を必要とする。不適用条項と変更内容は, 要項に明記される。

1.5 インカレ以外の大会にインカレを併設して開催している場合, この規則に定める内容を不適用とする際は, イベント・アドバイザーの同意のみを必要とし, 理事会の承認を不要とする。

第2条 競技部門と競技形態・種別

2.1 インカレは, 次の8つの競技部門を設ける。

男子ロング:個人ロング・ディスタンス競技部門

女子ロング:個人ロング・ディスタンス競技部門

男子ミドル:個人ミドル・ディスタンス競技部門

女子ミドル:個人ミドル・ディスタンス競技部門

男子スプリント:個人スプリント競技部門

女子スプリント:個人スプリント競技部門

男子リレー:3名のリレー競技部門

女子リレー:3名のリレー競技部門

2.2 インカレは, すべて昼間競技で行う。

2.3 単一レース競技で行う。

2.4 (廃止)

2.5 インカレは, すべてポイント競技で行う。

2.6 男子ロング・女子ロングにおける優勝者をロング・ディスタンス競技選手権者, 男子ミドル・女子ミドルの優勝者をミドル・ディスタンス競技選手権者, 男子スプリント・女子スプリントの優勝者をス

プリント競技選手権者, 男子リレー・女子リレーにおける優勝校をリレー競技選手権校とする。

第3条 日程

3.1 インカレの各競技部門の開催は, 年1回とする。

3.2 インカレの日程と正式名称は, 原則として次のとおりとする。

秋インカレ(8月～12月):ロング, スプリント

春インカレ(1月～3月):ミドル、リレー

3.3 インカレは, 開会式, 閉会式を別途行うことができる。

第4条 参加規定

4.1 選手権競技者は, 以下のすべての条件を満たす。

- ・日本学連の加盟員であること
- ・初めて日本学連に登録した年度から数えて4年以内
- ・年齢は当該年度3月31日現在29歳未満

4.2 各加盟校及び各準加盟校(以下, 各校と略す)は, 選手権競技者資格を有する者からなる選手登録名簿を申し込み時に提出する。

(ロング)

4.3 ロングの競技者数は, 男子60名, 女子30名とし, 別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し, 別に定める規則によって, 競技者数を追加することができる。ロングの競技者は, 選手登録名簿に記載された者とする。

(ミドル)

4.4 ミドルの競技者数は, 男子60名, 女子30名とし, 別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し, 別に定める規則によって, 競技者数を追加することができる。ミドルの競技者は, 選手登録名簿に記載された者とする。

(スプリント)

4.5 スプリントの競技者数は、男子60名, 女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。スプリントの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

(リレー)

4.6 リレーの出場資格校は, 日本学連の加盟校及び準加盟校とする。各校は, 男女各々1チームをリレーに出場させることができる。リレーのチームは, 選手登録名簿に記載された者により構成される。但し, 男子リレーに女子選手を出場させることができる。

4.7 各校は, 選手登録者とは別に, チームオフィシャルを同行させることができる。各校は, チームオ

する。

男子クラスの選手権への選手登録に対して、2名

女子クラスの選手権への選手登録に対して、2名

4.8 参加者は、自己の安全に対して自分で責任を負う。

参加者が負った怪我、障害、損害について主催者は一切責任をもたない。また、参加者が第三者に与えた損害についても参加者自身が責任を負う。

第5条 要項

5.1 主管者は、インカレに関する必要な情報を、要項としてすべての地区学連及び日本学連事務局へ送付、あるいはWebサイトにて公開、あるいはメールにて送付する。

5.2 インカレの要項の発行時期は、以下の通りとする。

要項1 (6ヶ月前):

開催日、開催地、主管者の連絡先、競技責任者の氏名、イベント・アドバイザーの氏名、立入禁止区域

要項2 (4ヶ月前):

日程、テレインの概要、地図に関する情報(縮尺、等高線間隔、走行可能度表示)、テレインの標高(コースの15 % 以上が1,200 mを超える場合のみ)、採用するパンチングシステム、コース設定者の氏名、トレーニング・モデルイベントに関する情報、一般クラス・併設大会がある場合その情報、観戦者のための情報、宿泊・輸送に関する情報、参加費、申込方法、申込締切日、申込用紙

要項3 (2週間前):

気象、特殊な地図表記、コース距離・登距離、優勝設定時間、特殊な位置説明、スタート時刻、競技のタイムスケジュール、集合場所、代表者ミーティングに関する情報、承認された実施規則の不適用条項と変更内容、その他競技に関する留意事項

第6条 申し込み

6.1 インカレの申し込みは、所定の用紙方法によって、要項2に示された締切日まで行われる。但し、選手登録名簿の変更は、大会開催の6週間前まで認められる。

(ロング、ミドル、スプリント)

6.2 各地区学連の代表者は、ロング、ミドル、スプリントにおいて、競技前日の16時までであれば、競技者を交替させることができる。

6.3(廃止)

(リレー)

6.4 リレー出場校は、リレーの競技者と競技順を競技前日の16時までに提出する。競技者に不慮の事故の場合、リレー競技開始1時間前までであれば競技者を交替

させることができる。但し、この場合は裁定委員の承認を必要とする。

第7条 トレーニングとモデルイベント

7.1 事前に実際の競技で使用するものに似たテレイン・地図でのトレーニングの機会が提供されることが望ましい。

7.2 競技の前日に、モデルイベントが提供されることが望ましい。モデルイベントでは、実際の競技におけるテレインのタイプ、地図の質、品質、コントロールの置かれる特徴物、コントロール器具の設置状態、給水ヨントロールの設置状態、誘導区間ポイントおよびマーケットルートのそれぞれの状況がわかることが望ましい。

7.3 電子パンチングシステムを使用する場合、モデルイベントにおいて実際の競技に用いる器具の使用機会が提供されることが望ましい。

第8条 スタート順の決定とスタートリスト

(ロング、ミドル、スプリント)

8.1 ロング、ミドル、スプリントのスタート抽選は、イベント・アドバイザーの元で、あるいは公開で行われ、当該競技前日の17時までには発表される。

8.2 ロング、ミドル、スプリントにおいては、スタート順等において配慮される競技者(シード選手)を設けることができる。シード選手は、競技開催1ヶ月前までに理事会が決定、イベント・アドバイザーの承認を必要とする。シード選手の選出数は競技者の1/6程度までの人数とする。

8.3 ロング、ミドル、スプリントは、男女それぞれ1人ずつ同一の時間間隔でスタートする(タイムスタート)。スタート間隔は、ロング、ミドルは少なくとも2分間はとするものとする。スプリントは少なくとも1分間はとするものとする。

8.4 (廃止)

8.5 (廃止)

8.6 (廃止)

8.7 リレーにおけるコースの組み合わせの抽選は、イベント・アドバイザーの元で、あるいは公開で行われる。コースの組み合わせは、最後の競技者がスタートするまで秘密にされる。

8.8 リレーのスタートは、マススタートとする。

第9条 成績

9.1 成績速報は、競技進行中順次掲示される。フィニッシュ閉鎖後1時間以内にすべて掲示される。

フィシャル登録名簿を申し込み時に提出する。各校に認められるチームオフィシャルの人数は、以下のとおりとする。

男子クラスの選手権への選手登録に対して、2名

女子クラスの選手権への選手登録に対して、2名

4.8 参加者は、自己の安全に対して自分で責任を負う。参加者が負った怪我、障害、損害について主催者は一切責任をもたない。また、参加者が第三者に与えた損害についても参加者自身が責任を負う。

第5条 要項

5.1 主管者は、インカレに関する必要な情報を、要項としてすべての地区学連及び日本学連事務局へ送付、あるいはWebサイトにて公開、あるいはメールにて送付する。**5.2** インカレの要項の発行時期は、以下の通りとする。

要項1 (6ヶ月前):

開催日、開催地、主管者の連絡先、競技責任者の氏名、イベント・アドバイザーの氏名、立入禁止区域
要項2 (4ヶ月前):

日程、テレインの概要、地図に関する情報(縮尺、等高線間隔、走行可能度表示)、テレインの標高(コースの15 % 以上が1,200 mを超える場合のみ)、採用するパンチングシステム、コース設定者の氏名、トレーニング・モデルイベントに関する情報、一般クラス・併設大会がある場合その情報、観戦者のための情報、宿泊・輸送に関する情報、参加費、申込方法、申込締切日

要項3 (2週間前):

気象、特殊な地図表記、コース距離・登距離、優勝設定時間、特殊な位置説明、スタート時刻、競技のタイムスケジュール、集合場所、代表者ミーティングに関する情報、承認された実施規則の不適用条項と変更内容、その他競技に関する留意事項

第6条 申し込み

6.1 インカレの申し込みは、所定の方法によって、要項2に示された締切日まで行われる。但し、選手登録名簿の変更は、大会開催の6週間前まで認められる。

(ロング、ミドル、スプリント)

6.2 各地区学連の代表者は、ロング、ミドル、スプリントにおいて、競技前日の16時までであれば、競技者を交替させることができる。

6.3(廃止)

(リレー)

6.4 リレー出場校は、リレーの競技者と競技順を競技前日の16時までに提出する。競技者に不慮の事故の場合、リレー競技開始1時間前までであれば競技者を交替させることができる。但し、この場合は裁定委員の承認を必要とする。

第7条 トレーニングとモデルイベント

7.1 事前に実際の競技で使用するものに似たテレイン・地図でのトレーニングの機会が提供されることが望ましい。

7.2 競技の前日に、モデルイベントが提供されることが望ましい。モデルイベントでは、テレインのタイプ、地図の品質、コントロールの特徴物、コントロールの設置、給水ポイントおよびマーケット・ルートのそれぞれの状況がわかることが望ましい。

7.3 電子パンチングシステムを使用する場合、モデルイベントにおいて実際の競技に用いる器具の使用機会が提供されることが望ましい。

第8条 スタート順の決定とスタートリスト

(ロング、ミドル、スプリント)

8.1 ロング、ミドル、スプリントのスタート抽選は、イベント・アドバイザーの元、あるいは公開で行われ、当該競技前日の17時までには発表される。

8.2 ロング、ミドル、スプリントにおいては、スタート順等において配慮される競技者(シード選手)を設けることができる。シード選手は、イベント・アドバイザーの承認を必要とする。シード選手の選出数は競技者の1/6程度までの人数とする。

8.3 ロング、ミドル、スプリントは、男女それぞれ1人ずつ同一の時間間隔でスタートする(タイムスタート)。スタート間隔は、ロング、ミドルは少なくとも2分間はとるものとする。スプリントは少なくとも1分間はとるものとする。

8.4 (廃止)

8.5 (廃止)

8.6 (廃止)

8.7 リレーにおけるコースの組み合わせの抽選は、イベント・アドバイザーの元で行われる。コースの組み合わせは、最後の競技者がスタートするまで秘密にされる。

8.8 リレーのスタートは、マススタートとする。

第9条 成績

9.1 成績速報は、競技進行中順次掲示される。フィ

9.2 公式成績には、失格者も含めすべての競技者が記載される。リレーの成績は、競技順・各競技者の名前と所要時間・コースの分割方法と組み合わせも記載される。

第10条 調査依頼と提訴

10.1 各校競技者およびチーム・オフィシャルは、競技者、あるいは主管者の規則に対する違反についての調査依頼を行うことができる。調査依頼は、主管者に対し文書で行う。成績速報に関する調査依頼は、フィニッシュ閉鎖後1時間以内に行う。

10.2 調査依頼に対する主管者の回答に疑義がある場合、提訴を行うことができる。提訴は、裁定委員会に対し文書で行う。

第11条 表彰

11.1 各競技部門6位までを表彰する。

11.2 参考記録の者競技者及び学校は表彰の対象とならない。

第12条 報告書

12.1 各競技終了後3カ月以内に、主管者は次の内容の報告書を作成する。

- ・大会実施報告
- ・スタート順と公式成績
- ・イベント・アドバイザーの報告
- ・将来への提言

12.2 報告書は、すべての加盟校及び準加盟校、日本学連事務局、及び次年度の主管者に送付される。

第2章 競技に関する規則

第13条 テレイン

13.1 テレインは、インカレのコースを設定にするのに適していなければならぬいる場所を選定する。テレインの選定に際しては、環境保護に十分留意しなければならない。

13.2 特定のテレインは、どの競技者が有利も不當に優位になる立つことがないよう、競技の前に、インカレ以前には出来るだけ長い期間、可能な限り長くオリエンテーリングに使用されていないものと利用されないようにする。

第14条 コース

14.1 インカレのコース設定にあたっては、国際オリエンテーリング連盟(IOF)の『コース設定の原則』に従う。

14.2 コースの水準は、インカレに適格でなければならない。

14.3 コントロールを回る順番は、主管者によって指定される。競技者はこれを守り、主管者はこれを確認す

る。

14.4 コース上の誘導区間は、競技者は必ずこれをたどるものとする。誘導区間の開始地点には必ずコントロールを置く。

(ミドル、ロング)

14.5 男子同時にレースが進行するのであれば、女子のコースと女子男子のコースは、可能な限り別々のコントロールを用いる使用するのが望ましい。

14.6(廃止)

14.7 選手権以外のコースがある場合、可能な限り別々のコントロールは別のものを用いる使用するのが望ましい。

14.8 リレー競技では、コントロール順は分割され、チームごとによって別々の並びに組み合わされる。全チームが順番は異なっても、なるが、全体としては同一の全チームが同じコースを回る走る。テレインとコースの・コンセプトが許す場合、によっては、各走区の距離を変えること距離ができる。大きく異なるようにしてもよいが、各走区のトップタイムの合計は規定通りになるようにする。走区の距離が大きく異なる場合、その走区ごとの距離の配列は、全チームは、異なる距離の走区を同じ順番で走らなければ同一でなければならない。

14.9 個人競技種目においては、コントロールを各選手毎に異なるように組み合わせることが出来る。ただし、全選手順を競技者ごとに異なる並びにしてもよい。しかし、すべての競技者は、全体としては同じコースを走らなければならない。(バタフライ)走るようにする。

14.10 主管者は、環境保護あるいはそれに類する理由のための指示を競技者に与えることができる。競技者は、これを厳守しなければならない。

第15条(廃止)

第16条(廃止)

ニッシュ閉鎖後1時間以内にすべて掲示される。

9.2 公式成績には、失格者も含めすべての競技者が記載される。リレーの成績は、競技順・各競技者の名前と所要時間・コースの分割方法と組み合わせも記載される。

第10条 調査依頼と提訴

10.1 競技者およびチーム・オフィシャルは、競技者、あるいは主管者の規則に対する違反についての調査依頼を行うことができる。調査依頼は、主管者に対し文書で行う。成績速報に関する調査依頼は、フィニッシュ閉鎖後1時間以内に行う。

10.2 調査依頼に対する主管者の回答に疑義がある場合、提訴を行うことができる。提訴は、裁定委員会に対し文書で行う。

第11条 表彰

11.1 各競技部門6位までを表彰する。

11.2 参考記録の競技者及び学校は表彰の対象とならない。

第12条 報告書

12.1 各競技終了後3ヶ月以内に、主管者は次の内容の報告書を作成する。

- ・大会実施報告
- ・スタート順と公式成績
- ・イベント・アドバイザーの報告
- ・将来への提言

12.2 報告書は、すべての加盟校及び準加盟校、日本学連事務局、及び次年度の主管者に送付される。

第2章 競技に関する規則

第13条 テレイン

13.1 テレインは、インカレのコースを設定するのに適している場所を選定する。テレインの選定に際しては、環境保護に十分留意しなければならない。

13.2 テレインは、どの競技者も不当に優位に立つことのないよう、競技の前に可能な限り長くオリエンテーリングに利用されないようにする。

第14条 コース

14.1 インカレのコース設定にあたっては、国際オリエンテーリング連盟(IOF)の『コース設定の原則』に従う。

14.2 コースの水準は、インカレに適格でなければならない。

14.3 コントロールを回る順番は、主管者によって指定される。競技者はこれを守り、主管者はこれを確認する。

14.4 コース上の誘導区間は、競技者は必ずこれをたどるものとする。誘導区間の開始地点には必ずコントロールを置く。

(ミドル、ロング)

14.5 同時にレースが進行するのであれば、女子のコースと男子のコースで別々のコントロールを使用するのが望ましい。

14.6(廃止)

14.7 選手権以外のコースがある場合、別々のコントロールを使用するのが望ましい。

14.8 リレー競技では、コントロール順はチームによって別々の並びになるが、全体としては全チームが同じコースを走る。テレインとコース・コンセプトによっては、各走区の距離が大きく異なるようにしてもよいが、各走区のトップタイムの合計は規定通りになるようにする。走区の距離が大きく異なる場合、その走区ごとの距離の配列は、全チームで同一でなければならない。

14.9 個人競技において、コントロール順を競技者ごとに異なる並びにしてもよい。しかし、すべての競技者は、全体としては同じコースを走るようにする。

14.10 主管者は、環境保護あるいはそれに類する理由のための指示を競技者に与えることができる。競技者は、これを厳守しなければならない。

第15条(廃止)

第16条(廃止)

第17条 距離と登距離

17.1 コースは、以下の優勝時間を想定し、設定される。

	男子	女子
ロング	70-80分	55-65分
ミドル	35-40分	35-40分
スプリント	13-15分	13-15分
リレー(各競技者)	30-50分	30-45分
リレー(合計)	120-150分	110-135分

17.2 コース距離は、スタートからすべてのコントロールを経由してフィニッシュまでの直線距離で示される。但し、物理的距離とする。ただし、物理的に通過不能通行不能な障害物(妨害(高いフェンス、湖、通れない崖等)、立ち入り禁止区域)、立入禁止エリア、および誘導区間マークト・ルートは、迂回した距離で測定例外とする。

17.3 コース距離は、要項3で実際のコース距離が発表される。

17.4 登距離は最も速く走れると予想されるルートの登距離で示される。ロングの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の7%を越えないように設定されるのが望ましい。ミドル、リレーの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の6%を越えないように設定されるのが望ましい。

17.5 登距離は要項3で実際の登距離が発表される。

第18条 地図

(ロング、ミドル、リレー)

18.1 地図、コース・マーキング、および追加印刷はJOAの『日本、『国際オリエンテリング地図図式規程』または『国際スプリント・オリエンテリング地図図式』に適合したものを使用準拠して作成、印刷する。特別な表記の使用は、イベント・アドバイザー逸脱する場合はイベントアドバイザー

の同意を必要とする。これらの変更点は、要項3に明記される。

(スプリント)

18.2 スプリントロング・ディスタンス競技の地図縮尺はJOA 1:15000とする。ミドル・ディスタンス競技およびリレーの『日本スプリントオリエンテーリング地図図式』に適合したものを使用縮尺は 1:10000とする。スプリント競技の地図縮尺は 1:4000とする。

18.3 地図印刷後に生じたテレイン内の間違いまたは地図を印刷した後でテレインに変化のうち、競技があり、それが競技会に影響を与えるものは、地図上で修正されるがあるのであれば、地図に重ね刷りする。

(ロング)

18.4 ロングに使用する縮尺は1万5千分の1で、等高線間隔は5mとする。テレインを適切に表現するため、

またはコース設定・競技上の制約等のため、これと異なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

(ミドル、リレー)

18.4 地図は水分や損傷に耐えうるものにする。

18.5 ミドル、リレーもし競技エリアに使用する縮尺は1万分の1で、等高線間隔は5mとする。テレインを適切に表現するため、またはコース設定・競技上の制約等のため、これと異なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

(スプリント)

18.6 スプリントに使用する縮尺は4千分の1または5千分の1で、等高線間隔は2mまたは2.5mとする。テレインを適切に表現するため、またはコース設定・競技場の制約等のため、これと異なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

18.7 競技に影響を与える恐れがあり、かつ、地図からは読み取れないテレイン内のコンディションについては、遅くとも要項3で発表される。

18.8 競技用地図は、水分や損傷に耐えるように両面が保護される。

18.9 競技に使用するテレインに過去の作られたオリエンテリング地図がある場合、これらの地図は、競技に先立ってすべての加盟校及び準加盟校に公開されるあれば、最新版の高解像度のコピーを要綱で公表または提示する。

18.8 競技当日は、主管者の、主催者が許可が出来るするまでは選手登録者及びチームオフィシャル、競技者あるいはチーム・オフィシャルが競技区域のエリアを記したいかなる地図を利用使用することも禁止する。

第19条 地図上のコースの表記

19.11.8 競技用の地図は、以下のように表記される。
→コース設定記号の寸法は、縮尺を走る競技者が1:15000のときのmm単位で規定される。より大縮尺の地図の場合、記号は比例必要とする以上に大きくして拡大されなければならない(1:10000では150%, 1:5000では300%)。

→オリエンテーリングの開始地点は、正三角形(1辺6mm)。

→コントロールは、円(直径5mm)。

→フィニッシュは、2重同心円(直径4mmと6mm)。

→誘導区間は、破線。

19.2 三角形、及び、円の中心は特徴物の正確な位置を示す。コントロールフラッグが特徴物の周囲に設置される場合でも、特徴物を中心として印刷される。

19.3 コントロールは、回る順番を指示するために、南を下にして正立された数字によって示される。

19.4 誘導区間がある場所を除き、三角形と円は、直線により、順番に結ばれる。コントロールの円とそれを

第17条 距離と登距離

17.1 コースは、以下の優勝時間を想定し、設定される。

	男子	女子
ロング	70-80分	55-65分
ミドル	35-40分	35-40分
スプリント	13-15分	13-15分
リレー(各競技者)	30-50分	30-45分
リレー(合計)	120-150分	110-135分

17.2 コース距離は、スタートからコントロールを経由してフィニッシュまでの直線距離とする。ただし、物理的に通行不能な妨害（高いフェンス、湖、通れない崖等）、立入禁止エリア、およびマーケット・ルートは例外とする。

17.3 コース距離は、要項3で実際のコース距離が発表される。

17.4 登距離は最も速く走れると予想されるルートの登距離で示される。ロングの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の7%を越えないように設定されるのが望ましい。ミドル、リレーの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の6%を越えないように設定されるのが望ましい。

17.5 登距離は要項3で実際の登距離が発表される。

する以上に大きくしてはならない。

第19条(廃止)

第20条(廃止)

第18条 地図

18.1 地図、コース・マーキング、および追加印刷は、『国際オリエンテーリング地図図式』または『国際スプリント・オリエンテーリング地図図式』に準拠して作成、印刷する。逸脱する場合はイベントアドバイザーの同意を必要とする。

18.2 ロング・ディスタンス競技の地図縮尺は1:15000とする。ミドル・ディスタンス競技およびリレーの地図縮尺は1:10000とする。スプリント競技の地図縮尺は1:4000とする。

18.3 地図の間違いまたは地図を印刷した後でテレインに変化があり、それが競技会に影響があるのであれば、地図に重ね刷りする。

18.4 地図は水分や損傷に耐えうるものにする。

18.5 もし競技エリアに以前に作られたオリエンテーリング地図があれば、最新版の高解像度のコピーを要綱で公表または提示する。

18.6 競技当日は、主催者が許可するまで、競技者あるいはチーム・オフィシャルが競技のエリアを記したいかなる地図を使用することも禁止する。

18.7 競技用の地図は、コースを走る競技者が必要と

結ぶ直線は、重要な地図上の表現を見えにくくする場合には、部分的に直線を切ったり、細く描いたりすることができる。

19.5 誘導区間は、すべて地図上に示される。誘導区間の終端から再びオリエンテーリングを開始する場合は、地図上で破線の終端と次のコントロールが直線で結ばれる。ただし、リレー競技におけるスタート地点からオリエンテーリング開始地点の誘導については、地図の判読性の都合上記載しなくてもよい。

19.6 コース印刷においては、透明な赤紫色、あるいは赤色を使用する。

第19条(廃止)

第20条 その他の追加表記(廃止)

20.1 立ち入り禁止の範囲は全てタロスハッティングにより表記する。外郭線は以下のように表記される。
—現地でテープなどが連続して表示される場合は、実線。

—現地でテープなどが間隔をおいて表示される場合は、破線。

—現地で表示のない場合は、外郭線を記入しない。

20.2 通行禁止のルート(自動車道など)は、×の連続で表す。

20.3 外向きの2つの括弧(は、コースに関した重要な通過地点、経路(例:渡河地点、道の下のトンネル)を示すのに用いられる。

20.4 追加表記の色は、コースと同一の色とする。

第21条 コントロール位置説明

21.1 コントロールの正確な場所を、コントロール位置説明によって明示する。

21.2 コントロール位置説明は、JOAの『、『国際コントロール位置説明仕様』に従つて定められた記号の形式で作成する。

21.2 コントロール位置説明表は、地図の表面に貼付されるか、印刷される。

(ヨシグ、ミドル、スプリント)

21.3 コントロール位置説明表は、スタート枠にて配布される。また、事前に配布される位置説明表の大きさを公表するのが望ましい。説明は、そのコースのコントロール順に記載したものを、競技で使う地図の前面に貼付または印刷する。

21.4(廃止)

(リレー)

21.5 リレーインターバル・スタートの競技で使用されるすべてのは、地図とは別にコントロール位置説明説明表を、そのコースの一覧は、リレー前日の代表者ミーティングが始まるまでに参加各校の代表者競技者にプレ・スタートまたはスタート・レーンで配布され

る。但し、コントロールのつながりする。配布地点より前については表示されない。公表しない。

第22条 現地における表示

22.1 誘導区間は、赤と白の2色のテープにより示される。

22.2 立ち入り禁止区域の外郭が表示される場合、青と黄の2色のテープにより示される。

第23条 コントロールの設置と器具

23.1 すべてのコントロールには、コントロールフラッグが設置される。

23.2 コントロールフラッグは、3つの正方形を三角柱状に結合した形とする。それぞれの面は、およそ30cm×30 cmで、対角線によって2分して白とオレンジに色分けする。

23.3 コントロールフラッグは、地図上に示された特徴物の場所に、競技者が特徴物にたどり着いたときに見えるようにして設置される。

23.4 コントロール(スタートのコントロール・フラッグを含む)は、30m以内に近接して設置しないようにする。スプリントではもっと短縮してよい。地図の縮尺1:5,000または1:4,000ではまたは1:3000の場合は、走行距離で25m以内に近接して設置すべきでない。

さらに特徴物が同じコントロールは60m以内(縮尺1:5,000または1:4,000、直線距離では30m以内)に近接すべきでない15m以上離す。

23.5 パンチしている人がいることで、付近にいる競技者がコントロールを見つけるのを著しく有利にするとのないように、コントロールは、その場所に競技者がいるかいないかで難易度が変わらないような場所が望ましい。を設置する。

23.6 すべてのコントロールは、数字によるコントロール識別番号で区別される。コントロール識別番号は白地に黒で書かれ、競技者がはっきり読めるように示される。

23.7 コントロールの器具は、コース上のすべてのコントロールで同一のものを使用する。充分な数のパンチもしくはユニットをコントロールフラッグのすぐ近くに設置する。

23.8 コントロールには、コントロール役員を置くことができる。コントロール役員は競技者を妨げてはならず、タイム・順位・その他の情報を与えてはならない。さらにコントロール役員は、静粛に、目立たない服を着用して、競技者がコントロールに接近するのを手助けしてはならない。これらの規則は、ラジオやテレビコントロール役員、給水コントロール役員、報道関係者にも適用される。但し、演出の都合で情報の提供が行われる場合はイベント・アドバイザーの了承を得て

第22条 現地における表示

22.1 誘導区間は、赤と白の2色のテープにより示される。

22.2 立入り禁止区域の外郭が表示される場合、青と黄の2色のテープにより示される。

第23条 コントロールの設置と器具

23.1 すべてのコントロールには、コントロールフラッグが設置される。

23.2 コントロールフラッグは、3つの正方形を三角柱状に結合した形とする。それぞれの面は、およそ30cm×30 cm で、対角線によって2分して白とオレンジに色分けする。

23.3 コントロールフラッグは、地図上に示された特徴物の場所に、競技者が特徴物にたどり着いたときに見えるようにして設置される。

23.4 コントロール（スタートのコントロール・フラッグを含む）は 30m以内に近接して設置しないようする。スプリントではもっと短縮してよい。地図の縮尺が 1:4000 または 1:3000 の場合は、走行距離で25m、直線距離で 15m 以上離す。

23.5 パンチしている人がいることで、付近にいる競技者がコントロールを見つけるのを著しく有利にすることのないように、コントロールを設置する。

23.6 すべてのコントロールは、数字によるコントロール識別番号で区別される。コントロール識別番号は白地に黒で書かれ、競技者がはっきり読めるように示される。

23.7 コントロールの器具は、コース上のすべてのコントロールで同一のものを使用する。充分な数のパンチもしくはユニットをコントロールフラッグのすぐ近くに設置する。

23.8 コントロールには、コントロール役員を置くことができる。コントロール役員は競技者を妨げてはならず、タイム・順位・その他の情報を与えてはならない。さらにコントロール役員は、静粛に、目立たない服を着用して、競技者がコントロールに接近するのを手助けしてはならない。これらの規則は、ラジオやテレビコントロール役員、給水コントロール役員、報道関係者にも適用される。但し、演出の都合で情報の提供が行われる場合はイベント・アドバイザーの了承を得て実施することが出来る。

23.9 優勝設定時間が45分を超える競技は、給水所

第21条 コントロール位置説明

21.1 コントロールの正確な場所を、コントロール位置説明によって明示する。

21.2 コントロール位置説明は、『国際コントロール位置説明仕様』に定められた記号の形式で作成する。

21.3 コントロール位置説明は、そのコースのコントロール順に記載したものを、競技で使う地図の前面に貼付または印刷する。

21.4 インターバル・スタートの競技では、地図とは別にコントロール位置説明表を、そのコースの競技者にプレ・スタートまたはスタート・レーンで配布する。配布地点より前には公表しない。

実施することが出来る。

23.9 優勝設定時間が45分を超える競技は、給水所を設ける。給水所には、飲料水が用意されるでは、少なくとも適温の飲用水を提供する。

第24条 パンチングシステム

24.1 使用するパンチングシステムは、主管者の判断にゆだねられる。

24.2 (廃止)

24.2 競技者は、各コントロールにおいて、提供されているパンチ器具を使って、自分自身のカードにパンチすることに責任を持つ。1つの機器が故障している、あるいは故障しているように見える場合は、競技者は用意されているバックアップを使用しなければならず、パンチの記録がなければ失格となる。

24.3 (廃止)

24.4 コントロール通過証明がされていない、あるいは判別できない場合、(ユニットの不調など競技者の過失でなくとも)この競技者は失格となる。但し、バックアップにより通過が証明された場合は、失格とならない。・パンチが欠落しているか不明瞭なものがある競技者は、パンチのミスが競技者の過失ではないことが立証できなければ、失格となる。競技者の過失でなければ、コントロールの係員またはカメラによる確認や、コントロール(パンチ器具)の記録を読み取ってることで通過証明としてもよい。競技者の過失であればそのような証拠は認められず、競技者を失格としなければならない。

24.5 電子パンチを用いる場合には、バックアップシステムを用いなければならない。

第25条 スタート

(ヨシグ、ミドル、スプリント)

25.1 ヨシグ、ミドル、スプリント個人競技は、インターバル・スタートで行う。リレー競技は、マス・スタートで行う。

25.2 計時を開始するスタートより手前にプレスタートを置く方式とすることができます。この場合、競技者がスタートへゆっくり走っていって間に合うように採用してもよい。プレスタートを設定の先へは、スタートする競技者しか入ることはできない。

(ヨシグ、ミドル、スプリント)

25.23 競技者は正しくスタートラインに入れるよう、スタートと同時に地区に自分で地図は時計を取る。

(リレー)

25.3 リレーでは、第1競技者は設置する。スタートと同時に地点に、以降のも競技者はスタート後の地図の交给地点で、自分で地図が現在時刻を取る確認できるよう時計を置くことが望ましい。

25.4 正しい地図を取るのは、競技者の責任である。主管者は、競技者が他の競技者によって妨げられることなく地図を取れるように配慮し、競技者が間違った地

図を取らないよう充分注意する。

25.5 すべての競技者は、最低20分のウォーミングアップをする時間を取り。スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、ウォーミングアップエリアに入れない。ウォーミングアップエリアは、スタートのできる限り近くに設定する。

25.6 オリエンテーリングの開始地点は、地図上で三角のスタート記号で示される。現地にはコントロールフラッグを置く。

25.7 オリエンテーリングの開始地点は、地図面あるいは先行する競技者のルート選択が、スタート前の競技者その他に見えないような場所に設定される。スタートは、後続の競技者や他の者が、地図、コース、ルート選択あるいは最初のコントロールへの方向を見ることができないように設営する。必要に応じて、計時を開始するスタートからオリエンテーリングの開始する地点までを誘導区間とマークト・ルートにすることができる。

25.5 競技者はスタート時刻と同時またはそれ以降に地図を取る。競技者は自分自身の責任で正しい地図を取る。競技者が、スタート前に地図が正しいことを確認できるような情報(競技者のスタート番号、名前またはコース等)を、地図の裏面またはその近くに表示する。競技者に地図をあらかじめ配布する方式をとる場合は、競技者はスタート時刻と同時またはそれ以降に、スタートラインからスタートする。スタート時刻まで地図を見てはいけない。

25.6 オリエンテーリングを開始する地点は、地図上ではスタートの三角形で記し、現地にはパンチ器具のないコントロール・フラッグを設置する。

25.7 スタート時刻に遅れた競技者も、スタートすることを許される。スタート時刻に遅れた競技者はスタート係員の指示にしたがって、可能な限り速やかにスタートする。正規のスタート時刻にスタートする競技者に対して影響がないように留意する。スタート係員は、実際にスタートした時刻を記録しておく。

25.8 競技者が自己自身の責過失によりスタートに遅刻した場合、到着次第すぐにスタートすることができます。この場合、時刻に遅れた競技者は、正規のスタート時刻にスタートしたものとして計時される。主管者は、正規する。主催者の過失によりスタートする時刻に遅れた競技者に影響を与えないように、いつは、実際のスタートさせるかを決めることが出来る時刻から計時する。

25.9 主管者の責により競技者が遅刻した場合、競技者は、新しいスタート時刻を与えられる。

(リレー)

25.9 リレー競技におけるエンジオーバーは、各リレー・チームのメンバー同士がタッチすることで行う。フィニッシュする前走者が次走者の地図を取り、それを受け渡すという方法で行ってもよい。

25.10 リレーでは、次競技者は引継を受ける3分以上

を設ける。給水所では、少なくとも適温の飲用水を提供する。

第24条 パンチングシステム

24.1 使用するパンチングシステムは、主管者の判断にゆだねられる。

24.2 競技者は、各コントロールにおいて、提供されているパンチ器具を使って、自分自身のカードにパンチすることに責任を持つ。1つの機器が故障している、あるいは故障しているように見える場合は、競技者は用意されているバックアップを使用しなければならず、パンチの記録がなければ失格となる。

24.3 (廃止)

24.4 コントロール・パンチが欠落しているか不明瞭なものがある競技者は、パンチのミスが競技者の過失ではないことが立証できなければ、失格となる。競技者の過失でなければ、コントロールの係員またはカメラによる確認や、コントロール（パンチ器具）の記録を読み取ってくことで通過証明としてもよい。競技者の過失であればそのような証拠は認められず、競技者を失格としなければならない。

24.5 電子パンチを用いる場合には、バックアップシステムを用いなければならぬ。

第25条 スタート

25.1 個人競技は、インターバル・スタートで行う。リレー競技は、マス・スタートで行う。

25.2 計時を開始するスタートより手前にプレスタートを置く方式を採用してもよい。プレスタートの先へは、スタートする競技者しか入ることはできない。

25.3 競技者が正しくスタートトレーンに入れるように、スタート地区には時計を設置する。スタート地点にも競技者が現在時刻を確認できるように時計を置くことが望ましい。

25.4 スタートは、後続の競技者や他の者が、地図、コース、ルート選択あるいは最初のコントロールへの方向を見ることがないように設営する。必要に応じて、計時を開始するスタートからオリエンテリングを開始する地点までマークト・ルートにする。

25.5 競技者はスタート時刻と同時またはそれ以降に地図を取る。競技者は自分自身の責任で正しい地図を取る。競技者が、スタート前に地図が正しいことを確認できるような情報（競技者のスタート番号、名前またはコース等）を、地図の裏面またはその近くに表示する。競技者に地図をあらかじめ配布する方式をとる場合は、競技者はスタート時刻と同時またはそれ以降に、スタートラインからスタートする。スタート時刻まで地図を見てはいけない。

25.6 オリエンテーリングを開始する地点は、地図上ではスタートの三角形で記し、現地にはパンチ器具のないコントロール・フラッグを設置する。

25.7 スタート時刻に遅れた競技者も、スタートすることを許される。スタート時刻に遅れた競技者はスタート係員の指示にしたがって、可能な限り速やかにスタートする。正規のスタート時刻にスタートする競技者に対して影響がないように留意する。スタート係員は、実際にスタートした時刻を記録しておく。

25.8 自分自身の過失によりスタート時刻に遅れた競技者は、正規のスタート時刻にスタートしたものとして計時する。主催者の過失によりスタート時刻に遅れた競技者は、実際のスタート時刻から計時する。

25.9 リレー競技におけるチェンジオーバーは、各リレー・チームのメンバー同士がタッチすることで行う。フィニッシュする前走者が次走者の地図を取り、それを受け渡すという方法で行ってもよい。

25.10 リレーで正しくかつ適時にチェンジオーバー

前正しくかつ適時に、前競技者が近づいたことをチェンジオーバーを告知される。但し、主管者は告知に問題することは、主催者があつてもフィニッシュして来るチームをあらかじめ通知することになっているとしても、競技者自身の責任を負わないである。

(リレー)

25.11 リレーにおいて、次競技者への引継は、指定された区域(チェンジオーバーエリア)で、両競技者の接触により行う。

(リレー)

25.11 イベントアドバイザーが同意すれば、主催者はチェンジオーバーできなかつたリレー・チームの以降の走区の競技者をマス・スタートさせてよい。

25.12 リレーにおいて、運営・チームは、いったん失格を円滑に行うために、未出走承諾したら、そのチームの競技者をマススタートそれ以降のメンバーはスタートできない。

25.13 チェンジオーバー地区で出走させるは、チームの次走者は、チームの前走者がフィニッシュに近づいていることが把握できる(リスタート)ようにする。

25.14 主催者は、スタート前の選手がコースについての情報を得ることを防ぐために隔離ゾーンを設けてよい。主催者は、選手およびチーム・オフィシャルが隔離ゾーンの中にいなければならぬ時間と定める。主催者は、隔離ゾーンで待つ選手のための適切な便宜(トイレ・給水・雨除け等)を提供することが望ましい。締切時刻を設けて、それ以降に選手またはチーム・オフィシャルが隔離ゾーンに入ることを禁止してもよい。競技者およびチーム・オフィシャルが隔離ゾーンで通信機器を使うことは許されない。

第26条 フィニッシュおよび計時

26.1 計時線は、競技者がフィニッシュへの走路・ラインを越えたときにに対して直角と競技は終了する。

26.2 計時線フィニッシュまでは、テープ、ロープあるいは柵によって誘導する。最後の 20mは直線とする。

26.3 フィニッシュ・ラインの幅は、インターバル・スタートの場合は少なくとも 1.5m 以上、マス・スタートまたはチェイシング・スタートの場合は少なくとも幅 3m以上にする。ラインは入ってくる方向に対して直角にする。フィニッシュ・ラインの正確な位置が、フィニッシュしてくる競技者が遠くから識別できるにとつて明瞭に見えるようになつていなければならぬとする。

26.3 計時線を通過した競技者は、通過証明が記録されたものをフィニッシュ役員・ラインを越えた、またはチェンジオーバーを終了したときに手渡す。リレーでは、地図と、コントロール位置説明表・カードまたは通過記録を提出する。主催者からの要求があれば、競技地図も手渡す。

26.4 フィニッシュ閉鎖時刻は、事前に発表される提出する。

26.5 フィニッシュ地点には、救護所を置く。

・

第27条 計時と順位

27.1 フィニッシュ時刻は、計時線のところで計られる。その時刻は、競技者の胸が計時線を横切った時刻、あるいは競技者が計時線上でパンチした時刻とする。計時は秒単位まで行う。秒未満については切り捨てる。タイムは、時・分・秒、あるいは、分・秒、以下のどちらかの時間で表示される計時とする。

27.2 コントロールを抜かした場合(あるいは、間違つたコントロールをチェックした場合)、また、指定された以外の順番でコントロールを回つたことが判明した場合には、競技者は失格となる。

(ロング、ミドル、スプリント)

27.3 2人以上の競技者が同タイムの場合、これらの競技者は同順位となる。成績表・報告書の中で彼らは同順位となるが、スタート順に並べられる。また、この場合次の順位は空位とする。

(リレー)

27.4 リレーでは、チームの全競技者の合計タイムがそのチームの成績となる。チームの順位は、最終競技者のフィニッシュした順番により決定される。着順判定員が順位判定を下す。同着はない。

27.5 リスタートをしたチームは参考記録とする。

27.6 競技者の胸がフィニッシュ・ラインを横切ったとき

- 競技者がフィニッシュ・ラインでパンチしたとき
- 計時用の光ビームが使われている場合は、地上 0.5 ~1.25m 上に設置されたビームを競技者が横切ったとき

タイムは秒以下を切り捨てとする。タイムは時間／分／秒または分／秒で表示する。

26.6 マス・スタートまたはチェイシング・スタートの競技では、着順判定の係員が、選手の胸がフィニッシュラインを通過した順番に基づいて最終順位を判定する。裁定委員のメンバーのうち 1 人はフィニッシュ・ラインにいることが望ましい。

26.7 フィニッシュ地区には救護所を設置し、必要な備品を用意しておく。救護担当のスタッフが常駐していることが望ましい。『ナビゲーションスポーツのための安全ガイド』を参照すること。

26.8 競技時間は、ロングでは2時間30分まで、ミドルでは1時間40分まで、スプリントでは40分までとする。この時間を超えた競技者は失格とする。リレーでは5時間までとする。

をすることは、主催者がフィニッシュして来るチームをあらかじめ通知することになっているとしても、競技者自身の責任である。

25.11 イベントアドバイザーが同意すれば、主催者はチェンジオーバーできなかつたリレー・チームの以降の走区の競技者をマス・スタートさせてよい。

25.12 リレー・チームは、いったん失格を承諾したら、そのチームのそれ以降のメンバーはスタートできない。

25.13 チェンジオーバー地区では、チームの次走者は、チームの前走者がフィニッシュに近づいていることが把握できるようとする。

25.14 主催者は、スタート前の選手がコースについての情報を得ることを防ぐために隔離ゾーンを設けてよい。主催者は、選手およびチーム・オフィシャルが隔離ゾーンの中にいなければならぬ時間を定める。主催者は、隔離ゾーンで待つ選手のための適切な便宜（トイレ・給水・雨除け等）を提供することが望ましい。締切時刻を設けて、それ以降に選手またはチーム・オフィシャルが隔離ゾーンに入ることを禁止してもよい。競技者およびチーム・オフィシャルが隔離ゾーンで通信機器を使うことは許されない。

はチェンジオーバーを終了したときに、コントロール・カードまたは通過記録を提出する。主催者からの要求があれば、競技地図も提出する。

26.5 フィニッシュ・タイムは、以下のいずれかの時間で計時する。

- ・競技者の胸がフィニッシュ・ラインを横切ったとき
- ・競技者がフィニッシュ・ラインでパンチしたとき
- ・計時用の光ビームが使われている場合は、地上0.5~1.25m 上に設置されたビームを競技者が横切ったとき

タイムは秒以下を切り捨てとする。タイムは時間／分／秒または分／秒で表示する。

26.6 マス・スタートまたはチェイシング・スタートの競技では、着順判定の係員が、選手の胸がフィニッシュラインを通過した順番に基づいて最終順位を判定する。裁判委員のメンバーのうち 1 人はフィニッシュ・ラインにいることが望ましい。

26.7 フィニッシュ地区には救護所を設置し、必要な備品を用意しておく。救護担当のスタッフが常駐していることが望ましい。『ナヴィゲーションスポーツのための安全ガイド』を参照すること。

26.8 競技時間は、ロングでは2時間30分まで、ミドルでは1時間40分まで、スプリントでは40分までとする。この時間を超えた競技者は失格とする。リレーでは5時間までとする。

第26条 フィニッシュおよび計時

26.1 競技者がフィニッシュ・ラインを越えたときに競技は終了する。

26.2 フィニッシュまでは、テープ、ロープあるいは柵によって誘導する。最後の 20mは直線とする。

26.3 フィニッシュ・ラインの幅は、インターバル・スタートの場合は少なくとも 1.5m 以上、マス・スタートまたはチェイシング・スタートの場合は少なくとも幅 3m以上にする。ラインは入ってくる方向に対して直角にする。フィニッシュ・ラインの正確な位置が、フィニッシュしてくる競技者にとって明瞭に見えるようにする。

26.4 競技者はフィニッシュ・ラインを越えた、また

第27条 成績

第27条 成績

- 27.1** 競技の間は、暫定的な成績を、フィニッシュ地区または参加者が集まる場所において公表、掲示する。
- 27.2** 公式の成績は、最後にスタートした者の競技可能時刻が経過した後、4時間以内に公表する。
- 27.3** 公式成績表には、参加した競技者すべての記録を記載する。リレーでは、オーダー順に競技者の名前とその走区でのタイム、および各自の走ったコース・パターンを記載する。
- 27.4** インターバル・スタートで2人以上の競技者が同タイムとなった場合は、成績表では同順位とする。同順位に続く順位は、空位とする。
- 27.5** マス・スタートまたはチェイシング・スタートでは、競技者がフィニッシュした順に順位が決まる。リレーではチームの最終走者がフィニッシュした順になる。
- 27.6** リレーで繰り上げスタートになった場合、繰り上げスタートになったチームの順位はチームの各競技者の時間の合計で決める。繰り上げスタートになったチームの順位は、チェンジオーバーできて正規の方法でフィニッシュしたチームより後になる。
- 27.7** 制限時間を超過した競技者およびチームには順位がつかない。
- 27.8** 結果は競技会の当日中にインターネットで公表する。
- 27.9** 成績は、競技者がスタートしてからフィニッシュするまでのタイムによって決めなければならない。(交通量の多い道路を含む短い区間など)事前に決められた場合を除いて、スプリットタイムを基にして一部のレッグを除いて計算することは許されない。

第28条 服装と用具

- 28.1** 主管者が定めない限り、服装の選択は自由である。
- 28.2** ナンバーカードは、競技中常にはつきり見えるようにして、胸と背中に着用する。ただし、ミドル、スプリントに関しては少なくとも胸に着用すればよい。ナンバーカードの大きさは、25×25 cmを超えないものとする。数字は、最低でも10 cm以上の高さが必要である。
- 28.3** 競技中は、コンパス、時計と、主管者から支給された地図、コントロールカード、コントロール位置説明表のみ使用してよい。その他のオリエンテリングの技術的な補助器具の使用は禁止する。

第29条 競技上の公正

- 29.1** インカレに関与するすべての者は、公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者は、他の競技者、役員、報道関係者、観客、テレインや大会区域に居住する人たちを尊重しなければならない。
- 29.2** 主管者は、イベント・アドバイザーの同意を得て、前もって競技を行なうテレインの位置を公表するとともに、立入禁止区域を設定することができる。テレインの位置を公表しない場合、すべての役員は、大会区域とテレインを厳重に秘密にしておかなくてはならない。
- 29.3** 選手登録者及びチームオフィシャルは、競技を行なうテレインにあらかじめ立ち入ることは禁止される。主管者により発表された事項以上のコースに関する情報を得ようとすることは、禁止される。
- 29.4** 競技中は、以下の行為を禁止する。
- ・外部からの助力を得ること
 - ・共同で走り、方向決定を行うこと
 - ・故意に他の競技者を追走し、その競技者の能力を利用しようとすること
 - ・他の者から情報を得ようとすること
- 29.5** 競技者は、一度計時線を越えたら、主管者の許可なく競技区域に入ってはいけない。
- 29.6** 奪権した競技者は、フィニッシュを必ず通過しなければならない。また、この者は、決して競技に影響を及ぼしてはならない。
- 29.7** あらゆる種類の移動手段の利用は、禁止される。
- 29.8** 参加者及び主管者は、競技を妨害してはならない。
- 29.9** インカレ実施規則を犯したことが判明した競技者は、失格となる。
- 29.10** 主管者は競技の公平性を尊重する立場から、参加者に対し、必要に応じてドーピング検査を実施することができる。なお実施条件を29.11に設ける。
- 29.11** インカレにおいて主管者が参加者に対しドーピング検査を実施する場合、要項2(4ヶ月前)でドーピング検査実施の可能性を示し、要項3(2週間前)でドーピング検査の有無を決定付けるものとする。

第3章 運営に関する規則

第30条 インカレ実行委員会

- 30.1** インカレは、インカレ実行委員会が主管する。
- 30.2** インカレ実行委員会は、当該インカレの1年前までに理事会の承認のもとで組織される。

27.1 競技の間は、暫定的な成績を、フィニッシュ地区または参加者が集まる場所において公表、掲示する。

27.2 公式の成績は、最後にスタートした者の競技可能時刻が経過した後、4時間以内に公表する。

27.3 公式成績表には、参加した競技者すべての記録を記載する。リレーでは、オーダー順に競技者の名前とその走区でのタイム、および各自の走ったコース・パターンを記載する。

27.4 インターバル・スタートで2人以上の競技者が同タイムとなった場合は、成績表では同順位とする。同順位に続く順位は、空位とする。

27.5 マス・スタートまたはチェイシング・スタートでは、競技者がフィニッシュした順に順位が決まる。リレーではチームの最終走者がフィニッシュした順になる。

27.6 リレーで繰り上げスタートになった場合、繰り上げスタートになったチームの順位はチームの各競技者の時間の合計で決める。繰り上げスタートになったチームの順位は、チェンジオーバーで正規の方法でフィニッシュしたチームより後になる。

27.7 制限時間を超過した競技者およびチームには順位がつかない。

27.8 結果は競技会の当日中にインターネットで公表する。

27.9 成績は、競技者がスタートしてからフィニッシュするまでのタイムによって決めなければならない。
(交通量の多い道路を含む短い区間など)事前に決められた場合を除いて、スプリットタイムを基にして一部のレッグを除いて計算することは許されない。

第28条 服装と用具

28.1 主管者が定めない限り、服装の選択は自由である。

28.2 ナンバーカードは、競技中常にはっきり見えるようにして、胸と背中に着用する。ただし、ミドル、スプリントに関しては少なくとも胸に着用すればよい。ナンバーカードの大きさは、25×25cmを超えないものとする。数字は、最低でも10cm以上の高さが必要である。

28.3 競技中は、コンパス、時計と、主管者から支給された地図、コントロールカード、コントロール位置説明表のみ使用してよい。その他のオリエンテリングの技術的な補助器具の使用は禁止する。

第29条 競技上の公正

29.1 インカレに関与するすべての者は、公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者は、他の競技者、役員、報道関係者、観客、テレインや大会区域に居住する人たちを尊重しなければならない。

29.2 主管者は、イベント・アドバイザーの同意を得て、前もって競技を行うテレインの位置を公表するとともに、立入禁止区域を設定することができる。テレインの位置を公表しない場合、すべての役員は、大会区域とテレインを厳重に秘密にしておかなくてはならない。

29.3 選手登録者及びチームオフィシャルは、競技を行なうテレインにあらかじめ立ち入ることは禁止される。主管者により発表された事項以上のコースに関する情報を得ようとすることは、禁止される。

29.4 競技中は、以下の行為を禁止する。

- ・外部からの助力を得ること
- ・共同で走り、方向決定を行うこと
- ・故意に他の競技者を追走し、その競技者の能力を利用しようとすること
- ・他の者から情報を得ようとすること

29.5 競技者は、一度計時線を越えたら、主管者の許可なく競技区域に入ってはいけない。

29.6 奪権した競技者は、フィニッシュを必ず通過しなければならない。また、この者は、決して競技に影響を及ぼしてはならない。

29.7 あらゆる種類の移動手段の利用は、禁止される。

29.8 参加者及び主管者は、競技を妨害してはならない。

29.9 インカレ実施規則を犯したことが判明した競技者は、失格となる。

29.10 主管者は競技の公平性を尊重する立場から、参加者に対し、必要に応じてドーピング検査を実施することができる。なお実施条件を29.11に設ける。

29.11 インカレにおいて主管者が参加者に対しドーピング検査を実施する場合、要項2(4ヶ月前)でドーピング検査実施の可能性を示し、要項3(2週間前)でドーピング検査の有無を決定付けるものとする。

第3章 運営に関する規則

第30条 インカレ実行委員会

30.1 インカレは、インカレ実行委員会が主管する。

30.2 インカレ実行委員会は、当該インカレの1年前までに理事会の承認のもとで組織される。

第31条 秘密保持

第31条 秘密保持

31.1 主管者、イベント・アドバイザー及びその補佐、その他テレインやコースを知る者は競技上の公正さを保つための秘密を保持する義務を負う。

第32条 経費

32.1 インカレ運営に関する経費は、主催者が支出する。

32.2 主催者は、参加者から参加費を徴収することができる。

第33条 裁定委員会

33.1 裁定委員会は、異なる出身校の3名で構成される。裁定委員は、理事会が指名し、競技の前日までに全員の氏名が公表される。裁定委員は、大会組織に関与してはならない。

33.2 裁定委員会の審議には、イベント・アドバイザーと主管者の代表は参考人として出席することができる。

33.3 裁定委員会は、大会中に起きた規則あるいはその他の問題に対する提訴に裁定を下す。裁定委員会の審議は、3人全員の出席をもって成立する。任務を遂行できない裁定委員があったときには、理事会は代理を指名しなければならない。

33.4 裁定委員会の判断は最終的なものである。

第34条 イベント・アドバイザー

34.1 イベント・アドバイザーは、日本学連を公式に代表し、主管者に対して派遣される。

34.2 イベント・アドバイザーは、技術委員会の助言のもとに、技術委員会の委員の中から理事会が指名する。指名は、当該インカレの1年前までに行われる。

34.3 イベント・アドバイザーの主な任務は、インカレ実施規則が遵守されていることを確認することである。また、必要なある事項については技術委員会との協議を行う。

34.4 イベント・アドバイザーは、インカレが適正に行われるよう、少なくとも以下の任務を遂行する。

- ・要項の内容を確認すること
- ・会場、テレインの適格性を確認すること
- ・スケジュール全体(宿泊、食事、輸送、日程、費用、トレーニングの機会)を確認すること
- ・スタート、フィニッシュ、エンジオーバーエリアのシステムとレイアウトを確認すること
- ・計時システムの信頼性と正確性を判断すること
- ・地図が規定に合致しているか確認すること
- ・地図の正確さ、作図・印刷の妥当性を確認すること
- ・コースの適格性(距離、競技時間、難易度、コントロール位置と設置状態、偶然性の排除など)を確認すること
- ・リレーにおいては、コースの分割方法と組み合わせが適切かどうか確認すること
- ・コントロール位置説明が適切かどうか確認すること
- ・式典が適切かどうか判断すること

- ・競技への影響の可能性の観点から、報道関係者、観客等に対する処遇を確認すること
- ・運営組織、人事、会計及び競技運営全般を確認すること

34.4 インカレ開催中、イベント・アドバイザーは、大会会場に常駐し、以下の任務を遂行する。

- ・主管者に対して助言を与えること

- ・裁定委員会の提訴に関わる審議を補佐すること

34.5 イベント・アドバイザーは、以上その他に自分の裁量で、インカレの準備と実行に関係ある活動を確認する。

34.6 イベント・アドバイザーは、必要に応じて任務を補佐する者を指名することができる。イベント・アドバイザー補佐は、特に、地図作成、コース、イベント、運営組織、人事、会計、スポンサー、メディア等のうち、イベント・アドバイザーが必要と考える分野において、任務を補う。

34.7 (廃止)

第35条 報告

35.1 主管者は、当該インカレ開催後2週間以内にイベント・アドバイザーに以下のものを送付する。

- ・公式成績
- ・各競技部門のコース図および全コントロール図
- ・その他必要と思われる資料

35.2 イベント・アドバイザーは、当該インカレ開催後3カ月以内に幹事会、理事会及び技術委員会にその活動の報告を送付する。

35.3 主管者は、すべての要項とプログラム、大会報告書を日本学連事務局に送付する。日本学連事務局は、これらを資料として保存する。

第36条 メディア・サービス

36.1 主催者および主管者は、メディア取材者に対して、報道するに好都合な機会を提供することが望ましい。

36.2 主管者は、競技の公平さを損ねない限りにおいて、メディアの報道のために最大限の努力をすることが望ましい。

31.1 主管者、イベント・アドバイザー及びその補佐、その他テレインやコースを知る者は競技上の公正さを保つための秘密を保持する義務を負う。

第32条 経費

32.1 インカレ運営に関する経費は、主催者が支出する。

32.2 主催者は、参加者から参加費を徴収することができる。

第33条 裁定委員会

33.1 裁定委員会は、異なる出身校の3名で構成される。裁定委員は、理事会が指名し、競技の前日までに全員の氏名が公表される。裁定委員は、大会組織に関与してはならない。

33.2 裁定委員会の審議には、イベント・アドバイザーと主管者の代表は参考人として出席することができる。

33.3 裁定委員会は、大会中に起きた規則あるいはその他の問題に対する提訴に裁定を下す。裁定委員会の審議は、3人全員の出席をもって成立する。任務を遂行できない裁定委員があったときには、理事会は代理を指名しなければならない。

33.4 裁定委員会の判断は最終的なものである。

第34条 イベント・アドバイザー

34.1 イベント・アドバイザーは、日本学連を公式に代表し、主管者に対して派遣される。

34.2 イベント・アドバイザーは、技術委員会の助言のもとに、技術委員会の委員の中から理事会が指名する。指名は、当該インカレの1年前までに行われる。

34.3 イベント・アドバイザーの主な任務は、インカレ実施規則が遵守されていることを確認することである。また、必要なある事項については技術委員会との協議を行う。

34.4 イベント・アドバイザーは、インカレが適正に行われるよう、少なくとも以下の任務を遂行する。

- ・要項の内容を確認すること
- ・会場、テレインの適格性を確認すること
- ・スケジュール全体(宿泊、食事、輸送、日程、費用、トレーニングの機会)を確認すること
- ・スタート、フィニッシュ、エンジオーバーエリアのシステムとレイアウトを確認すること
- ・計時システムの信頼性と正確性を判断すること
- ・地図が規定に合致しているか確認すること
- ・地図の正確さ、作図・印刷の妥当性を確認すること

と

- ・コースの適格性(距離、競技時間、難易度、コントロール位置と設置状態、偶然性の排除など)を確認すること
- ・リレーにおいては、コースの分割方法と組み合わせが適切かどうか確認すること
- ・コントロール位置説明が適切かどうか確認すること
- ・式典が適切かどうか判断すること
- ・競技への影響の可能性の観点から、報道関係者、観客等に対する処遇を確認すること
- ・運営組織、人事、会計及び競技運営全般を確認すること

34.4 インカレ開催中、イベント・アドバイザーは、大会会場に常駐し、以下の任務を遂行する。

- ・主管者に対して助言を与えること
- ・裁定委員会の提訴に関わる審議を補佐すること

34.5 イベント・アドバイザーは、以上の他に自分の裁量で、インカレの準備と実行に関係ある活動を確認する。

34.6 イベント・アドバイザーは、必要に応じて任務を補佐する者を指名することができる。イベント・アドバイザー補佐は、特に、地図作成、コース、イベント、運営組織、人事、会計、スポンサー、メディア等のうち、イベント・アドバイザーが必要と考える分野において、任務を補う。

34.7 (廃止)

第35条 報告

35.1 主管者は、当該インカレ開催後2週間以内にイベント・アドバイザーに以下のものを送付する。

- ・公式成績
- ・各競技部門のコース図および全コントロール図
- ・その他必要と思われる資料

35.2 イベント・アドバイザーは、当該インカレ開催後3ヶ月以内に幹事会、理事会及び技術委員会にその活動の報告を送付する。

35.3 主管者は、すべての要項とプログラム、大会報告書を日本学連事務局に送付する。日本学連事務局は、これらを資料として保存する。

第36条 メディア・サービス

36.1 主催者および主管者は、メディア取材者に対して、報道するに好都合な機会を提供することが望ましい。

第37条 改正

37.1 本規則の改正は総会の議決による。

2003年11月15日 制定

2004年11月 6日 改正

2005年11月 7日 改正

2007年 4月 1日 改正

2008年 3月10日 改正

2009年11月22日 改正

2015年 3月 9日 改正

2016年 3月14日 改正

第38条 施行

38.1 本規則は2004年4月1日より施行する。

38.2 本規則は2004年11月8日より改正施行する。

2019年11月 9日 改正

36.2 主管者は、競技の公平さを損ねない限りにおいて、メディアの報道のために最大限の努力をすることが望ましい。

第37条 改正

37.1 本規則の改正は総会の議決による。

第38条 施行

38.1 本規則は2004年4月1日より施行する。

38.2 本規則は2004年11月8日より改正施行する。

2003年11月15日 制定
2004年11月 6日 改正
2005年11月 7日 改正
2007年 4月 1日 改正
2008年 3月10日 改正
2009年11月22日 改正
2015年 3月 9日 改正
2016年 3月14日 改正
2019年11月 9日 改正

日本学生オリエンテーリング選手権実施規則

※ 条項に(ロング), (ミドル), (スプリント), (リレー)とある場合, 当該条項は, 該当する競技部門にのみ適用される。

第1章 全般的な規則

第1条 規則の適用

1.1 この規則は, 日本学生オリエンテーリング連盟(以下, 日本学連と略す)が主催する, 日本学生オリエンテーリング選手権大会(以下, インカレと略す)に適用される。

1.2 すべての選手登録者, 選手を支援する者(以下, チームオフィシャル), 競技を運営する者及びその他の併設大会参加者・観戦者・報道関係者など選手権競技者と接する者は, この規則に従う。

1.3 競技者ならびに主管者は, この規則の解釈にあたっては, スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。

1.4 インカレ実施規則で定められた事項を, 当該インカレに限定して不適用とし, 変更する必要がある場合, 2か月前までに理事会へ申し出なければならない。また、不適用条項は技術委員会の諮問及び理事会の承認を必要とする。不適用条項と変更内容は, 要項に明記される。

1.5 インカレ以外の大会にインカレを併設して開催している場合, この規則に定める内容を不適用とする際は, イベント・アドバイザーの同意のみを必要とし, 理事会の承認を不要とする。

第2条 競技部門と競技形態・種別

2.1 インカレは, 次の8つの競技部門を設ける。

男子ロング:個人ロング・ディスタンス競技部門

女子ロング:個人ロング・ディスタンス競技部門

男子ミドル:個人ミドル・ディスタンス競技部門

女子ミドル:個人ミドル・ディスタンス競技部門

男子スプリント:個人スプリント競技部門

女子スプリント:個人スプリント競技部門

男子リレー:3名のリレー競技部門

女子リレー:3名のリレー競技部門

2.2 インカレは, すべて昼間競技で行う。

2.3 単一レース競技で行う。

2.4 (廃止)

2.5 インカレは, すべてポイント競技で行う。

2.6 男子ロング・女子ロングにおける優勝者をロング・ディスタンス競技選手権者, 男子ミドル・女子ミドルの優勝者をミドル・ディスタンス競技選手権者, 男子スプリント・女子スプリントの優勝者をスプリント競技選手権者, 男子リレー・女子リレーにおける優勝校をリレー競技選手権校とする。

第3条 日程

3.1 インカレの各競技部門の開催は, 年1回とする。

3.2 インカレの日程と正式名称は, 原則として次のとお

りとする。

秋インカレ(8月~12月):ロング, スプリント

春インカレ(1月~3月):ミドル、リレー

3.3 インカレは, 開会式, 閉会式を別途行うことができる。

第4条 参加規定

4.1 選手権競技者は, 以下のすべての条件を満たす。

- ・日本学連の加盟員であること
- ・初めて日本学連に登録した年度から数えて4年以内
- ・年齢は当該年度3月31日現在29歳未満

4.2 各加盟校及び各準加盟校(以下, 各校と略す)は, 選手権競技者資格を有する者からなる選手登録名簿を申し込み時に提出する。

(ロング)

4.3 ロングの競技者数は, 男子60名, 女子30名とし, 別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し, 別に定める規則によって, 競技者数を追加することができる。ロングの競技者は, 選手登録名簿に記載された者とする。

(ミドル)

4.4 ミドルの競技者数は, 男子60名, 女子30名とし, 別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し, 別に定める規則によって, 競技者数を追加することができる。ミドルの競技者は, 選手登録名簿に記載された者とする。

(スプリント)

4.5 スプリントの競技者数は, 男子60名, 女子40名とし, 別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し, 別に定める規則によって, 競技者数を追加することができる。スプリントの競技者は, 選手登録名簿に記載された者とする。

(リレー)

4.6 リレーの出場資格校は, 日本学連の加盟校及び準加盟校とする。各校は, 男女各々1チームをリレーに出場させることができる。リレーのチームは, 選手登録名簿に記載された者により構成される。但し, 男子リレーに女子選手を出場させることができる。

4.7 各校は, 選手登録者とは別に, チームオフィシャルを同行させることができる。各校は, チームオフィシャル登録名簿を申し込み時に提出する。各校に認められるチームオフィシャルの人数は, 以下のとおりとする。

男子クラスの選手権への選手登録に対して, 2名

女子クラスの選手権への選手登録に対して, 2名

4.8 参加者は, 自己の安全に対して自分で責任を負う。参加者が負った怪我, 障害, 損害について主催者は一切責任をもたない。また, 参加者が第三者に与えた損害についても参加者自身が責任を負う。

第5条 要項

5.1 主管者は、インカレに関する必要な情報を、要項としてすべての地区学連及び日本学連事務局へ送付あるいはWebサイトにて公開あるいはメールにて送付する。

5.2 インカレの要項の発行時期は、以下の通りとする。
要項1 (6ヶ月前):

開催日、開催地、主管者の連絡先、競技責任者の氏名、イベント・アドバイザーの氏名、立入禁止区域

要項2 (4ヶ月前):

日程、テレインの概要、地図に関する情報(縮尺、等高線間隔、走行可能度表示)、テレインの標高(コースの15%以上が1,200mを超える場合のみ)、採用するパンチングシステム、コース設定者の氏名、トレーニング・モデルイベントに関する情報、一般クラス・併設大会がある場合その情報、観戦者のための情報、宿泊・輸送に関する情報、参加費、申込方法、申込締切日、申込用紙

要項3 (2週間前):

気象、特殊な地図表記、コース距離・登距離、優勝設定時間、特殊な位置説明、スタート時刻、競技のタイムスケジュール、集合場所、代表者ミーティングに関する情報報、承認された実施規則の不適用条項と変更内容、その他競技に関する留意事項

第6条 申し込み

6.1 インカレの申し込みは、所定の用紙によって、要項2に示された締切日までに行われる。但し、選手登録名簿の変更は、大会開催の6週間前まで認められる。

(ロング、ミドル、スプリント)

6.2 各地区学連の代表者は、ロング、ミドル、スプリントにおいて、競技前日の16時までであれば、競技者を交替させることができる。

6.3(廃止)

(リレー)

6.4 リレー出場校は、リレーの競技者と競技順を競技前日の16時までに提出する。競技者に不慮の事故の場合、リレー競技開始1時間前までであれば競技者を交替させることができる。但し、この場合は裁定委員の承認を必要とする。

第7条 トレーニングとモデルイベント

7.1 事前に実際の競技で使用するものに似たテレイン、地図でのトレーニングの機会が提供されることが望ましい。

7.2 競技の前日に、モデルイベントが提供されることが望ましい。モデルイベントでは、実際の競技におけるテレインのタイプ、地図の質、コントロールの置かれる特徴物、コントロール器具の設置状態、給水コントロールの設置状態、誘導区間のそれぞれの状況がわかることが望ましい。

7.3 電子パンチングシステムを使用する場合、モデルイベントにおいて実際の競技に用いる器具の使用機会が提供されることが望ましい。

第8条 スタート順の決定とスタートリスト

(ロング、ミドル、スプリント)

8.1 ロング、ミドル、スプリントのスタート抽選は、イベント・アドバイザーの元で、あるいは公開で行われ、当該競技前日の17時までには発表される。

8.2 ロング、ミドル、スプリントにおいては、スタート順等において配慮される競技者(シード選手)を設けることができる。シード選手は、競技開催1ヶ月前までに理事会が決定する。シード選手の選出数は競技者の1/6程度までの人数とする。

8.3 ロング、ミドル、スプリントは、男女それぞれ1人ずつ同一の時間間隔でスタートする(タイムスタート)。スタート間隔は、ロング、ミドルは少なくとも2分間はとるものとする。スプリントは少なくとも1分間はとるものとする。

8.4 (廃止)

8.5 (廃止)

8.6 (廃止)

8.7 リレーにおけるコースの組み合わせの抽選は、イベント・アドバイザーの元で、あるいは公開で行われる。コースの組み合わせは、最後の競技者がスタートするまで秘密にされる。

8.8 リレーのスタートは、マススタートとする。

第9条 成績

9.1 成績速報は、競技進行中順次掲示される。フィニッシュ閉鎖後1時間以内にすべて掲示される。

9.2 公式成績には、失格者も含めすべての競技者が記載される。リレーの成績は、競技順・各競技者の名前と所要時間・コースの分割方法と組み合わせも記載される。

第10条 調査依頼と提訴

10.1 各校は、競技者、あるいは主管者の規則に対する違反についての調査依頼を行うことができる。調査依頼は、主管者に対し文書で行う。成績速報に関する調査依頼は、フィニッシュ閉鎖後1時間以内に行う。

10.2 調査依頼に対する主管者の回答に疑義がある場合、提訴を行うことができる。提訴は、裁定委員会に対し文書で行う。

第11条 表彰

11.1 各競技部門6位までを表彰する。

11.2 参考記録の者及び学校は表彰の対象とならない。

第12条 報告書

12.1 各競技終了後3ヶ月以内に、主管者は次の内容の報告書を作成する。

- ・大会実施報告
- ・スタート順と公式成績
- ・イベント・アドバイザーの報告
- ・将来への提言

12.2 報告書は、すべての加盟校及び準加盟校、日本学

連事務局、及び次年度の主管者に送付される。

第2章 競技に関する規則

第13条 テレイン

13.1 テレインは、インカレのコース設定に適していないければならない。テレインの選定に際しては、環境保護に十分留意しなければならない。

13.2 特定の競技者が有利になることがないように、インカレ以前には出来るだけ長い期間、オリエンテーリングに使用されていないものとする。

第14条 コース

14.1 インカレのコース設定にあたっては、国際オリエンテーリング連盟(IFO)の『コース設定の原則』に従う。

14.2 コースの水準は、インカレに適格でなければならない。

14.3 コントロールを回る順番は、主管者によって指定される。競技者はこれを守り、主管者はこれを確認する。

14.4 コース上の誘導区間は、競技者は必ずこれをたどるものとする。誘導区間の開始地点には必ずコントロールを置く。

(ミドル、ロング)

14.5 男子コースと女子コースは、可能な限り別のコントロールを用いる。

14.6(廃止)

14.7 選手権以外のコースがある場合、可能な限りコントロールは別のものを用いる。

14.8 リレーでは、コントロールは分割され、チームごとに別々に組み合わされる。全チームが順番は異なっても、全体としては同一のコースを回る。テレインとコースのコンセプトが許す場合、各走区の距離を変えることができる。全チームは、異なる距離の走区同じ順番で走らなければならない。

14.9 個人競技種目においてはコントロールを各選手毎に異なるように組み合わせることが出来る。但し、全選手は全体としては同じコースを走らなければならない。(バタフライ)

14.10 主管者は、環境保護あるいはそれに類する理由のための指示を競技者に与えることができる。競技者は、これを厳守しなければならない。

第15条(廃止)

第16条(廃止)

第17条 距離と登距離

17.1 コースは、以下の優勝時間を想定し、設定される。

	男子	女子
ロング	70-80分	55-65分
ミドル	35-40分	35-40分
スプリント	13-15分	13-15分

リレー(各競技者)	30-50分	30-45分
リレー(合計)	120-150分	110-135分

17.2 コース距離は、スタートからすべてのコントロールを経由してフィニッシュまでの直線距離で示される。但し、物理的に通過不能な障害物(高いフェンス、湖、通れない崖等)、立ち入り禁止区域および誘導区間は、迂回した距離で測定する。

17.3 コース距離は、要項3で実際のコース距離が発表される。

17.4 登距離は最も速く走れると予想されるルートの登距離で示される。ロングの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の7%を越えないように設定される。ミドル、リレーの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の6%を越えないように設定される。

17.5 登距離は要項3で実際の登距離が発表される。

第18条 地図

(ロング、ミドル、リレー)

18.1 地図はJOAの『日本オリエンテーリング地図図式規程』に適合したものを使用する。特別な表記の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。これらの変更点は、要項3に明記される。

(スプリント)

18.2 スプリントの地図はJOAの『日本スプリントオリエンテーリング地図図式』に適合したものを使用する。

18.3 地図印刷後に生じたテレイン内の変化のうち、競技に影響を与えるものは、地図上で修正される。

(ロング)

18.4 ロングに使用する縮尺は1万5千分の1で、等高線間隔は5 mとする。テレインを適切に表現するため、またはコース設定・競技上の制約等のため、これと異なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

(ミドル、リレー)

18.5 ミドル、リレーに使用する縮尺は1万分の1で、等高線間隔は5 mとする。テレインを適切に表現するため、またはコース設定・競技上の制約等のため、これと異なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

(スプリント)

18.6 スプリントに使用する縮尺は4千分の1または5千分の一で、等高線間隔は2mまたは2.5mとする。テレインを適切に表現するため、またはコース設定・競技場の制約等のため、これと異なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イベントアドバイザーの同意を必要とする。

18.7 競技に影響を与える恐れがあり、かつ、地図からは読み取れないテレイン内のコンディションについては、遅くとも要項3で発表される。

18.8 競技用地図は、水分や損傷に耐えるように両面が

保護される。

18.9 競技に使用するテレインに過去のオリエンテーリング地図がある場合、これらの地図は、競技に先立つてすべての加盟校及び準加盟校に公開される。

18.8 競技当日は、主管者の許可が出るまでは選手登録者及びチームオフィシャルが競技区域のいかなる地図を利用することも禁止する。

第19条 地図上のコースの表記

19.1 競技用地図は、以下のように表記される。

コース設定記号の寸法は、縮尺が1:15000のときのmm単位で規定される。より大縮尺の地図の場合、記号は比例して拡大されなければならない(1:10000では150%, 1:5000では300%)

- ・オリエンテーリングの開始地点は、正三角形(1辺6mm)。
- ・コントロールは、円(直径5 mm)。
- ・フィニッシュは、2重同心円(直径4 mmと6 mm)。
- ・誘導区間は、破線。

19.2 三角形、及び、円の中心は特徴物の正確な位置を示す。コントロールフラッグが特徴物の周囲に設置される場合でも、特徴物を中心として印刷される。

19.3 コントロールは、回る順番を指示するために、南を下にして正立された数字によって示される。

19.4 誘導区間がある場所を除き、三角形と円は、直線により、順番に結ばれる。コントロールの円とそれを結ぶ直線は、重要な地図上の表現を見えにくくする場合には、部分的に直線を切ったり、細く描いたりすることができる。

19.5 誘導区間は、すべて地図上に示される。誘導区間の終端から再びオリエンテーリングを開始する場合は、地図上で破線の終端と次のコントロールが直線で結ばれる。ただし、リレー競技におけるスタート地点からオリエンテーリング開始地点の誘導については、地図の判読性の都合上記載しなくてもよい。

19.6 コース印刷においては、透明な赤紫色、あるいは赤色を使用する。

第20条 その他の追加表記

20.1 立入り禁止の範囲は全てクロスハッチングにより表記する。外郭線は以下のように表記される。

- ・現地でテープなどが連続して表示される場合は、実線。
- ・現地でテープなどが間隔をおいて表示される場合は、破線。
- ・現地で表示のない場合は、外郭線を記入しない。

20.2 通行禁止のルート(自動車道など)は、×の連続で表す。

20.3 外向きの2つの括弧)(は、コースに関する重要通過地点、経路(例:渡河地点、道の下のトンネル)を示すのに用いられる。

20.4 追加表記の色は、コースと同一の色とする。

第21条 コントロール位置説明

21.1 コントロールの位置説明は、JOAの『コントロール位置説明仕様』に従って作成する。

21.2 コントロール位置説明表は、地図の表面に貼付されるか、印刷される。

(ロング、ミドル、スプリント)

21.3 コントロール位置説明表は、スタート枠にて配布される。また、事前に配布される位置説明表の大きさを公表するのが望ましい。

21.4(廃止)

(リレー)

21.5 リレーで使用されるすべてのコントロール位置説明の一覧は、リレー前日の代表者ミーティングが始まるまでに参加各校の代表者に配布される。但し、コントロールのつながりについては表示されない。

第22条 現地における表示

22.1 誘導区間は、赤と白の2色のテープにより示される。

22.2 立入り禁止区域の外郭が表示される場合、青と黄の2色のテープにより示される。

第23条 コントロールの設置と器具

23.1 すべてのコントロールには、コントロールフラッグが設置される。

23.2 コントロールフラッグは、3つの正方形を三角柱状に結合した形とする。それぞれの面は、およそ30cm×30 cmで、対角線によって2分して白とオレンジに色分けする。

23.3 コントロールフラッグは、地図上に示された特徴物の場所に、競技者が特徴物にたどり着いたときに見えるようにして設置される。

23.4 コントロールは、30m以内(縮尺1:5,000または1:4000では25m以内)に近接して設置すべきでない。さらに特徴物が同じコントロールは60m以内(縮尺1:5,000または1:4,000では30m以内)に近接すべきでない。

23.5 コントロールは、その場所に競技者がいるかいないかで難易度が変わらないような場所が望ましい。

23.6 すべてのコントロールは、数字によるコントロール識別番号で区別される。コントロール識別番号は白地に黒で書かれ、競技者がはっきり読めるように示される。

23.7 コントロールの器具は、コース上のすべてのコントロールで同一のものを使用する。充分な数のパンチもしくはユニットをコントロールフラッグのすぐ近くに設置する。

23.8 コントロール役員は競技者を妨げてはならず、タイム・順位・その他の情報を与えてはならない。さらにコントロール役員は、静粛に、目立たない服を着用して、競技者がコントロールに接近するのを手助けしてはならない。これらの規則は、ラジオやテレビコントロール役員、給水コントロール役員、報道関係者にも適用され

る。但し、演出の都合で情報の提供が行われる場合はイベント・アドバイザーの了承を得て実施することが出来る。

23.9 優勝設定時間が45分を超える競技は、給水所を設ける。給水所には、飲料水が用意される。

第24条 パンチングシステム

24.1 使用するパンチングシステムは、主管者の判断にゆだねられる。

24.2 (廃止)

24.3 (廃止)

24.4 コントロール通過証明がされていない、あるいは判別できない場合、(ユニットの不調など競技者の過失でなくとも)この競技者は失格となる。但し、バックアップにより通過が証明された場合は、失格とならない。

24.5 電子パンチを用いる場合には、バックアップシステムを用いなければならない。

第25条 スタート

(ロング、ミドル、スプリント)

25.1 ロング、ミドル、スプリントはプレスタート方式とすることができる。この場合、競技者がスタートへゆっくり走っていって間に合うようにプレスタートを設定する。

(ロング、ミドル、スプリント)

25.2 競技者はスタートと同時に自分で地図を取る。

(リレー)

25.3 リレーでは、第1競技者はスタートと同時に、以降の競技者はスタート後の地図の支給地点で、自分で地図を取る。

25.4 正しい地図取るのは、競技者の責任である。主管者は、競技者が他の競技者によって妨げられることなく地図取れるように配慮し、競技者が間違った地図を取らないように充分注意する。

25.5 すべての競技者は、最低20分のウォーミングアップをする時間を取れる。スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、ウォーミングアップエリアに入れない。ウォーミングアップエリアは、スタートのできる限り近くに設定する。

25.6 オリエンテーリングの開始地点は、地図上で三角のスタート記号で示される。現地にはコントロールフラッグを置く。

25.7 オリエンテーリングの開始地点は、地図面あるいは先行する競技者のルート選択が、スタート前の競技者その他に見えないような場所に設定される。必要に応じて、スタートからオリエンテーリングの開始地点までを誘導区間とすることができます。

25.8 競技者が自己の責によりスタートに遅刻した場合、到着次第すぐにスタートすることができる。この場合、正規のスタート時刻にスタートしたものとして計時される。主管者は、正規にスタートする競技者に影響を与えないように、いつスタートさせるかを決めることが

出来る。

25.9 主管者の責により競技者が遅刻した場合、競技者は、新しいスタート時刻を与えられる。

(リレー)

25.10 リレーでは、次競技者は引継を受ける3分以上前に、前競技者が近づいたことを告知される。但し、主管者は告知に問題があつても責任を負わない。

(リレー)

25.11 リレーにおいて、次競技者への引継は、指定された区域(エンジニアリングエリア)で、両競技者の接触により行う。

(リレー)

25.12 リレーにおいて、運営を円滑に行うために、未出走の競技者をマススタートで出走させることができる(リストート)。

第26条 フィニッシュ

26.1 計時線は、フィニッシュへの走路に対して直角とする。

26.2 計時線は、競技者が遠くから識別できるようになっていなければならない。

26.3 計時線を通過した競技者は、通過証明が記録されたものをフィニッシュ役員に手渡す。リレーでは、地図とコントロール位置説明表も手渡す。

26.4 フィニッシュ閉鎖時刻は、事前に発表される。

26.5 フィニッシュ地点には、救護所を置く。

第27条 計時と順位

27.1 フィニッシュ時刻は、計時線のところで計られる。その時刻は、競技者の胸が計時線を横切った時刻、あるいは競技者が計時線上でパンチした時刻とする。計時は秒単位まで行う。秒未満については切り捨てる。タイムは、時・分・秒、あるいは、分・秒のどちらかで表示される。

27.2 コントロールを抜かした場合(あるいは、間違ったコントロールをチェックした場合)、また、指定された以外の順番でコントロールを回ったことが判明した場合には、競技者は失格となる。

(ロング、ミドル、スプリント)

27.3 2人以上の競技者が同タイムの場合、これらの競技者は同順位となる。成績表・報告書の中で彼らは同順位となるが、スタート順に並べられる。また、この場合次の順位は空位とする。

(リレー)

27.4 リレーでは、チームの全競技者の合計タイムがそのチームの成績となる。チームの順位は、最終競技者のフィニッシュした順番により決定される。着順判定員が順位判定を下す。同着はない。

27.5 リスタートをしたチームは参考記録とする。

27.6 競技時間は、ロングでは2時間30分まで、ミドルでは1時間40分まで、スプリントでは40分までとする。この時間を超えた競技者は失格とする。リレーでは5時

間までとする。

第28条 服装と用具

- 28.1** 主管者が定めない限り、服装の選択は自由である。
- 28.2** ナンバーカードは、競技中常にはっきり見えるようにして、胸と背中に着用する。ただし、ミドル、スプリントに関しては少なくとも胸に着用すればよい。ナンバーカードの大きさは、25×25 cmを超えないものとする。数字は、最低でも10 cm以上の高さが必要である。
- 28.3** 競技中は、コンパス、時計と、主管者から支給された地図、コントロールカード、コントロール位置説明表のみ使用してよい。その他のオリエンテーリングの技術的な補助器具の使用は禁止する。

第29条 競技上の公正

- 29.1** インカレに関与するすべての者は、公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者は、他の競技者、役員、報道関係者、観客、テレインや大会区域に居住する人たちを尊重しなければならない。
- 29.2** 主管者は、イベント・アドバイザーの同意を得て、前もって競技を行なうテレインの位置を公表するとともに、立入禁止区域を設定することができる。テレインの位置を公表しない場合、すべての役員は、大会区域とテレインを厳重に秘密にしておかなくてはならない。
- 29.3** 選手登録者及びチームオフィシャルは、競技を行なうテレインにあらかじめ立ち入ることは禁止される。主管者により発表された事項以上のコースに関する情報を得ようすることは、禁止される。
- 29.4** 競技中は、以下の行為を禁止する。

- ・外部からの助力を得ること
 - ・共同で走り、方向決定を行うこと
 - ・故意に他の競技者を追走し、その競技者の能力を利用しようすること
 - ・他の者から情報を得ようすること
- 29.5** 競技者は、一度計時線を越えたら、主管者の許可なく競技区域に入ってはいけない。
- 29.6** 藉権した競技者は、フィニッシュを必ず通過しなければならない。また、この者は、決して競技に影響を及ぼしてはならない。
- 29.7** あらゆる種類の移動手段の利用は、禁止される。
- 29.8** 参加者及び主管者は、競技を妨害してはならない。
- 29.9** インカレ実施規則を犯したことが判明した競技者は、失格となる。
- 29.10** 主管者は競技の公平性を尊重する立場から、参加者に対し、必要に応じてドーピング検査を実施することができる。なお実施条件を29.11に設ける。
- 29.11** インカレにおいて主管者が参加者に対しドーピング検査を実施する場合、要項2 (4ヶ月前)でドーピング検査実施の可能性を示し、要項3 (2週間前)でドーピング検査の有無を決定付けるものとする。

第3章 運営に関する規則

第30条 インカレ実行委員会

- 30.1** インカレは、インカレ実行委員会が主管する。
- 30.2** インカレ実行委員会は、当該インカレの1年前までに理事会の承認のもとで組織される。

第31条 秘密保持

- 31.1** 主管者、イベント・アドバイザー及びその補佐、その他テレインやコースを知る者は競技上の公正さを保つための秘密を保持する義務を負う。

第32条 経費

- 32.1** インカレ運営に関する経費は、主催者が支出する。
- 32.2** 主催者は、参加者から参加費を徴収することができる。

第33条 裁定委員会

- 33.1** 裁定委員会は、異なる出身校の3名で構成される。裁定委員は、理事会が指名し、競技の前日までに全員の氏名が公表される。裁定委員は、大会組織に関与してはならない。
- 33.2** 裁定委員会の審議には、イベント・アドバイザーと主管者の代表は参考人として出席することができる。
- 33.3** 裁定委員会は、大会中に起きた規則あるいはその他の問題に対する提訴に裁定を下す。裁定委員会の審議は、3人全員の出席をもって成立する。任務を遂行できない裁定委員があったときには、理事会は代理を指名しなければならない。
- 33.4** 裁定委員会の判断は最終的なものである。

第34条 イベント・アドバイザー

- 34.1** イベント・アドバイザーは、日本学連を公式に代表し、主管者に対して派遣される。
- 34.2** イベント・アドバイザーは、技術委員会の助言のもとに、技術委員会の委員の中から理事会が指名する。指名は、当該インカレの1年前までに行われる。
- 34.3** イベント・アドバイザーの主な任務は、インカレ実施規則が遵守されていることを確認することである。また、必要のある事項については技術委員会との協議を行う。
- 34.4** イベント・アドバイザーは、インカレが適正に行われるよう、少なくとも以下の任務を遂行する。
- ・要項の内容を確認すること
 - ・会場、テレインの適格性を確認すること
 - ・スケジュール全体(宿泊、食事、輸送、日程、費用、トレーニングの機会)を確認すること
 - ・スタート、フィニッシュ、チェンジオーバーエリアのシステムとレイアウトを確認すること
 - ・計時システムの信頼性と正確性を判断すること
 - ・地図が規定に合致しているか確認すること
 - ・地図の正確さ、作図・印刷の妥当性を確認すること
 - ・コースの適格性(距離、競技時間、難易度、コントロー

ル位置と設置状態、偶然性の排除など)を確認すること	2003年11月15日 制定
と	2004年11月 6日 改正
・リレーにおいては、コースの分割方法と組み合わせが適切かどうか確認すること	2005年11月 7日 改正
・コントロール位置説明が適切かどうか確認すること	2007年 4月 1日 改正
・式典が適切かどうか判断すること	2008年 3月10日 改正
・競技への影響の可能性の観点から、報道関係者、観客等に対する処遇を確認すること	2009年11月22日 改正
・運営組織、人事、会計及び競技運営全般を確認すること	2015年 3月 9日 改正

34.4 インカレ開催中、イベント・アドバイザーは、大

会会場に常駐し、以下の任務を遂行する。

- ・主管者に対して助言を与えること
- ・裁定委員会の提訴に関わる審議を補佐すること

34.5 イベント・アドバイザーは、以上その他に自分の裁量で、インカレの準備と実行に関係ある活動を確認する。

34.6 イベント・アドバイザーは、必要に応じて任務を補佐する者を指名することができる。イベント・アドバイザー補佐は、特に、地図作成、コース、イベント、運営組織、人事、会計、スポンサー、メディア等のうち、イベント・アドバイザーが必要と考える分野において、任務を補う。

34.7 (廃止)

第35条 報告

35.1 主管者は、当該インカレ開催後2週間以内にイベント・アドバイザーに以下のものを送付する。

- ・公式成績
- ・各競技部門のコース図および全コントロール図
- ・その他必要と思われる資料

35.2 イベント・アドバイザーは、当該インカレ開催後3カ月以内に幹事会、理事会及び技術委員会にその活動の報告を送付する。

35.3 主管者は、すべての要項とプログラム、大会報告書を日本学連事務局に送付する。日本学連事務局は、これらを資料として保存する。

第36条 メディア・サービス

36.1 主催者および主管者は、メディア取材者に対して、報道するに好都合な機会を提供することが望ましい。

36.2 主管者は、競技の公平さを損ねない限りにおいて、メディアの報道のために最大限の努力をすることが望ましい。

第37条 改正

37.1 本規則の改正は総会の議決による。

第38 条 施行

38.1 本規則は2004年4月1日より施行する。

38.2 本規則は2004年11月8日より改正施行する。

2019年11月 9日 改正